

# 海關進口稅則修正部分稅則

中華民國 105 年 12 月 30 日  
華總一義字第 10500164761 號



### 第3章 魚類、甲殼類、軟體類及其他水產無脊椎動物

#### 章註

- 一、 本章不包括下列各項：
- (甲) 第0106節之哺乳動物；
  - (乙) 第0106節之哺乳動物肉（第0208或0210節）；
  - (丙) 因品種或鮮度不適用於人類食用之死魚（包括魚肝、魚卵及魚白）、死甲殼類、死軟體類或其他死水產無脊椎動物（第5章）；魚、甲殼類、軟體類或其他水產無脊椎動物之粉、粗粉或團粒，不適合人類食用者（第2301節）；或
  - (丁) 由魚卵調製之魚子醬或魚子醬代用品（第1604節）。

第3章 魚類、甲殼類、軟體類及其他水產無脊椎動物

增註

- 二、輸入原產於巴拿馬共和國並歸屬於稅則第03024100、03024300、03035100、03035300、03048920、03048600、03048970、03054950、03055410、03055420、03055430、03055972、03055979、03056100、03056300號及第16章稅則第16041210、16041310、16041320、16041600號之沙丁魚、鯷魚、鯡魚、鯁魚及其調製品，適用第2欄稅率免稅者，以每年進口總數量未超過191公噸為限，超過該數量者依該等產品之第1欄稅率徵稅，適用上開免稅配額之管理由財政部依中華民國與巴拿馬自由貿易協定辦理公告。
- 四、輸入原產於巴拿馬共和國並歸屬於稅則第03024940、03028984、03035940、03038984、03048930號及第16章稅則第16041920號之鱒魚及其調製品，適用第2欄稅率免稅者，以每年進口總數量未超過164公噸為限，超過該數量者依該等產品之第1欄稅率徵稅，適用上開免稅配額之管理由財政部依中華民國與巴拿馬自由貿易協定辦理公告。

第3章 魚類、甲殼類、軟體類及其他水產無脊椎動物

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
030193 鯉魚(鯉屬、鯽屬、草魚、鯪屬、鯪屬、青魚、真卡特拉鯰、野鯪屬、哈氏紋唇魚、蘇門答臘細鬚鯰、魴屬)  一 鮭鱒科，第0302·91至0302·99目之可食用魚雜碎除外：  一 扁魚類(鰱科、鮭科、舌鰷科、鰻科、菱鮭科、棘鮭科)，第0302·91至0302·99目之可食用魚雜碎除外：  一 鮪魚(鮪屬)、正鯷，第0302·91至0302·99目之可食用魚雜碎除外：  一 鯖魚(大西洋鯖、正鯖)、鯷魚(鯷屬)、沙丁魚(沙丁魚、擬沙丁魚屬)、小沙丁魚(小沙丁魚屬)、正鯷、鯖魚(正鯖、花腹鯖、白腹鯖)、印度鯖魚(金帶花鯖屬)、馬加鯖(馬加鯖屬)、竹筴魚(竹筴魚屬)、鰹(鰹屬)、海鱮、銀鱮(鰹屬)、秋刀魚、圓鰹(圓鰹屬)、毛鱈魚、劍旗魚、巴鯷、齒鯖(齒鯖屬)、旗魚(旗魚科)，第0302·91至0302·99目之可食用魚雜碎除外：  030249 其他  03024910 秋刀魚，生鮮或冷藏  03024920 毛鱈魚，生鮮或冷藏																		
	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H, N, NZ, SG)	40%															
	新臺幣9元/公斤或17.5%從高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H, N, NZ, SG)	新臺幣9元/公斤或17.5%從高徵稅															

稅則號別及貨名	稅率																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03024930 巴鯉，生鮮或冷藏	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	30%															
03024940 鰲及圓鰲，生鮮或冷藏	42.5%	免稅 (PA, NZ) 25.5% (SG) 42.5% (GT, NI, SV, HN)	63.8%	42.5%	免稅 (PA, NZ) 21.2% (SG) 42.5% (GT, NI, SV, HN)	63.8%	42.5%	免稅 (PA, NZ) 17% (SG) 42.5% (GT, NI, SV, HN)	63.8%	42.5%	免稅 (PA, NZ) 12.7% (SG) 42.5% (GT, NI, SV, HN)	63.8%	42.5%	免稅 (PA, NZ) 8.5% (SG) 42.5% (GT, NI, SV, HN)	63.8%	42.5%	免稅 (PA, NZ) 4.2% (SG) 42.5% (GT, NI, SV, HN)	63.8%
03024990 其他魚類，生鮮或冷藏	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%															
<p>—海鰱科、歪尾鰱科、鱈科、鼠尾鰱科、黑鰱科、無鬚鰱科、稚鰱科及鰻鱗科之魚類，第0302·91至0302·99目之可食用魚雜碎除外：</p> <p>—吳郭魚（口孵非鯽屬）、鱧魚（巨鱧屬、鱧屬、鬍鱧屬、真鮰屬）、鯉魚（鯉屬、鯽屬、草魚、鮭屬、鯉屬、青魚、真卡特拉鮰、野鮭屬、哈氏紋唇魚、蘇門答臘細鬚鮰、魴屬）、鰻魚（鰻鱺屬）、尼羅河鱸（尼羅尖吻鱸）及鱧魚（鱧屬），第0302·91至0302·99目之可食用魚雜碎除外：</p> <p>030273 鯉魚（鯉屬、鯽屬、草魚、鮭屬、鯉屬、青魚、真卡特拉鮰、野鮭屬、哈氏紋唇魚、蘇門答臘細鬚鮰、魴屬）</p> <p>—其他魚，第0302·91至0302·99目之可食用魚雜碎除外：</p> <p>03028940 (刪除)</p>																		

稅則號別及貨名	稅															率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03028983 (刪除)																		
03028991 (刪除)																		
03028992 (刪除)																		
03028993 (刪除)																		
03028994 (刪除)																		
030290 (刪除)																		
03029010 (刪除)																		
03029020 (刪除)																		
—魚肝、魚卵、魚白、魚鰭、 魚頭、魚尾、魚鰾及其他可食 用魚雜碎：																		
030291 魚肝、魚卵及魚白																		
03029110 魚肝，生鮮或冷藏	27%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	40%															

稅則號別及貨名	稅率																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03029120 魚卵及魚白，生鮮或冷藏	15%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	22.5%															
030292 鯊魚翅																		
03029200 鯊魚翅，生鮮或冷藏	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 12.8% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 11.6% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 10.5% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 9.3% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 8.1% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 7% (SG)	17.5%
030299 其他																		
03029910 魚皮，生鮮或冷藏	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	22.5%															
03029920 魚尾及魚骨，生鮮或冷藏	12.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	22.5%															
03029990 魚頭、魚唇、魚鰓及其他魚雜 碎，生鮮或冷藏	12.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	20%															

稅則號別及貨名	稅率																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄												
03024940 鱈及圓鱈，生鮮或冷藏	42.5%	免稅 (PA, NZ, SG) 42.5% (GT, NI, SV, HN)	63.8%															
03029200 鯊魚翅，生鮮或冷藏	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 5.8% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.6% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3.5% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.3% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1.1% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	17.5%

稅則號別及貨名	稅																		率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄																
一 鮭鱒科，第0303·91至0303·99目之可食用魚雜碎除外：  一 吳郭魚（口孵非鯽屬）、鮫魚（巨鮫屬、鮫屬、鬍鮫屬、真鮫屬）、鯉魚（鯉屬、鯽屬、草魚、鯪屬、鯪屬、青魚、真卡特拉鯽、野鯪屬、哈氏紋唇魚、蘇門答臘細鬚鯽、魴屬）、鰻魚（鰻屬）、尼羅河鱸（尼羅尖吻鱸）及鱧魚（鱧屬），第0303·91至0303·99目之可食用魚雜碎除外：  030325 鯉魚（鯉屬、鯽屬、草魚、鯪屬、鯪屬、青魚、真卡特拉鯽、野鯪屬、哈氏紋唇魚、蘇門答臘細鬚鯽、魴屬）  一 扁魚類（鱸科、鯽科、舌鰷科、鰻科、菱鯽科、棘鯽科），第0303·91至0303·99目之可食用魚雜碎除外：  一 鯖魚（鯖屬）、正鯷，第0303·91至0303·99目之可食用魚雜碎除外：  一 鱈魚（大西洋鱈、正鱈）、鯷魚（鯷屬）、沙丁魚（沙丁魚、擬沙丁魚屬）、小沙丁魚（小沙丁魚屬）、正鱈、鯖魚（正鱈、花腹鱈、白腹鱈）、印度鱈魚（金帶花鱈屬）、馬加鱈（馬加鱈屬）、竹筴魚（竹筴魚屬）、鱈（鱈屬）、海鱈、銀鱈（鱈屬）、秋刀魚、圓鱈（圓鱈屬）、毛鱈魚、劍旗魚、巴鱈、齒鱈（齒鱈屬）、旗魚（旗魚科），第0303·91至0303·99目之可食用魚雜碎除外：  030359 其他																			

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03035910 冷凍秋刀魚	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	40%															
03035920 冷凍毛鱗魚	新臺幣 6.42元/ 公斤或 12.5%從 高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣9 元/公斤 或 17.5%從 高徵稅															
03035930 冷凍巴鯉	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	37.5%															
03035940 冷凍鮭及圓鮭	50%	免稅 (PA, NZ) 30% (SG) 50% (GT, NI, SV, HN)	75%	50%	免稅 (PA, NZ) 25% (SG) 50% (GT, NI, SV, HN)	75%	50%	免稅 (PA, NZ) 20% (SG) 50% (GT, NI, SV, HN)	75%	50%	免稅 (PA, NZ) 15% (SG) 50% (GT, NI, SV, HN)	75%	50%	免稅 (PA, NZ) 10% (SG) 50% (GT, NI, SV, HN)	75%	50%	免稅 (PA, NZ) 5% (SG) 50% (GT, NI, SV, HN)	75%
03035990 其他冷凍魚類	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, SG) 12.5% (NZ)	50%	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, SG) 9.4% (NZ)	50%	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, SG) 6.3% (NZ)	50%	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, SG) 3.1% (NZ)	50%	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%			
—海鯧鯪科、歪尾鱈科、鱈 科、鼠尾鱈科、黑鱈科、無鬚 鱈科、稚鱈科及鱈鱗鱈科之魚 類，第0303·91至03 03·99目之可食用魚雜碎 除外：																		
—其他魚，第0303·91 至0303·99目之可食用 魚雜碎除外：																		
03038940 (刪除)																		
03038983 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03038991 (刪除)																		
03038992 (刪除)																		
03038993 (刪除)																		
03038994 (刪除)																		
030390 (刪除)																		
03039010 (刪除)																		
03039020 (刪除)																		
—魚肝、魚卵、魚白、魚鰭、 魚頭、魚尾、魚鱈及其他可食 用魚雜碎：																		
030391 魚肝、魚卵及魚白																		
03039110 冷凍魚肝	25%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 5% (GT) 8.3% (SV, HN)	42.5%	25%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 3.3% (GT) 6.6% (SV, HN)	42.5%	25%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 1.6% (GT) 5% (SV, HN)	42.5%	25%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 3.3% (SV, HN)	42.5%	25%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 1.6% (SV, HN)	42.5%	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%

稅則號別及貨名	稅率																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03039120 冷凍魚卵及魚白	11%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	20%															
030392 鯊魚翅																		
03039200 冷凍鯊魚翅	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 12.8% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 11.6% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 10.5% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 9.3% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 8.1% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 7% (SG)	17.5%
030399 其他																		
03039910 冷凍魚皮	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	22.5%															
03039920 冷凍魚尾及魚骨	12.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	22.5%															
03039990 冷凍魚頭、魚唇、魚鰓及其他 魚雜碎	12.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	20%															

稅則號別及貨名	稅率																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄												
03035940 冷凍鱈及圓鱈	50%	免稅 (PA, NZ, SG) 50% (GT, NI, SV, HN)	75%															
03039200 冷凍鯊魚翅	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 5.8% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.6% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3.5% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.3% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1.1% (SG)	17.5%	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	17.5%

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
一 生鮮或冷藏魚片，吳郭魚（口孵非鯽屬）、鮫魚（巨鮫屬、鮫屬、鬍鮫屬、真鮫屬）、鯉魚（鯉屬、鯽屬、草魚、鯪屬、鯪屬、青魚、真卡特拉鯽、野鯪屬、哈氏紋唇魚、蘇門答臘細鬚鯽、魴屬）、鰻魚（鰻屬）、尼羅河鱸（尼羅尖吻鱸）及鱧魚（鱧屬）：  030447 角鯊及其他鯊魚  03044700 生鮮或冷藏角鯊及其他鯊魚片  030448 鱈及紅（鱈科）  03044800 生鮮或冷藏鱈及紅魚片  030451 吳郭魚（口孵非鯽屬）、鮫魚（巨鮫屬、鮫屬、鬍鮫屬、真鮫屬）、鯉魚（鯉屬、鯽屬、草魚、鯪屬、鯪屬、青魚、真卡特拉鯽、野鯪屬、哈氏紋唇魚、蘇門答臘細鬚鯽、魴屬）、鰻魚（鰻屬）、尼羅河鱸（尼羅尖吻鱸）及鱧魚（鱧屬）  030456 角鯊及其他鯊魚  03045600 生鮮或冷藏角鯊及其他鯊魚肉（不論是否經剝細）																		
	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 14.4% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 12% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 9.6% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 7.2% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.8% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	35%
	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 14.4% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 12% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 9.6% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 7.2% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.8% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	35%
	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 14.4% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 12% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 9.6% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 7.2% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.8% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	35%

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
030457 鱈及魷(鱈科)																		
03045700 生鮮或冷藏鱈及魷魚肉(不論是否經剝細)	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 14.4% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 12% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 9.6% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 7.2% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.8% (SG)	35%	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	35%
一冷凍魚片, 吳郭魚(口孵非 鯽屬)、鮭魚(巨鮭屬、鮭 屬、翹鮭屬、真細屬)、鯉魚 (鯉屬、鯽屬、草魚、鯪屬、 鯪屬、青魚、真卡拉鮭、野 鮫屬、哈氏紋唇魚、蘇門答臘 細鬚鮭、魴屬)、鰻魚(鰻鱺 屬)、尼羅河鱸(尼羅尖吻 鱸)及鱧魚(鱧屬)：																		
030488 角鯊、其他鯊魚、鱈及魷(鱈 科)																		
03048800 冷凍角鯊、其他鯊魚、鱈及魷 魚片	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	35%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	35%												
030493 吳郭魚(口孵非鯽屬)、鮭魚 (巨鮭屬、鮭屬、翹鮭屬、真 細屬)、鯉魚(鯉屬、鯽屬、 草魚、鯪屬、鯪屬、青魚、真 卡拉鮭、野鮫屬、哈氏紋唇 魚、蘇門答臘細鬚鮭、魴 屬)、鰻魚(鰻鱺屬)、尼羅 河鱸(尼羅尖吻鱸)及鱧魚(鱧 屬)																		
030496 角鯊及其他鯊魚																		
03049610 冷凍角鯊及其他鯊魚漿	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	25%															
03049690 冷凍角鯊及其他鯊魚肉(不論 是否經剝細)	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%															

稅則號別及貨名	稅																		率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			第1欄	第2欄	第3欄
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄			
030497 鱈及魷(鱈科)																					
03049710 冷凍鱈及魷魚漿	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	25%																		
03049790 冷凍鱈及魷魚肉(不論是否經剝細)	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%																		

稅則號別及貨名	稅																		率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			第1欄	第2欄	第3欄
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄			
03044700 新鮮或冷藏角鯊及其他鯊魚片	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	35%																		
03044800 新鮮或冷藏鱈及魷魚片	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	35%																		
03045600 新鮮或冷藏角鯊及其他鯊魚肉 (不論是否經剝細)	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	35%																		
03045700 新鮮或冷藏鱈及魷魚肉(不論 是否經剝細)	24%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	35%																		

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
030520 乾、燻、鹹或浸鹹之魚肝、魚卵及魚白																		
03052020 乾、燻、鹹或浸鹹之魚卵及魚白	17.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	17.5%															
030531 吳郭魚(口孵非鯽屬)、鮫魚(巨鮫屬、鮫屬、鬍鮫屬、真鮫屬)、鯉魚(鯉屬、鯽屬、草魚、鯪屬、鯪屬、青魚、真卡特拉鮰、野鯪屬、哈氏紋唇魚、蘇門答臘細鬚鮰、魴屬)、鰻魚(鰻屬)、尼羅河鱸(尼羅尖吻鱸)及鱧魚(鱧屬)																		
030544 吳郭魚(口孵非鯽屬)、鮫魚(巨鮫屬、鮫屬、鬍鮫屬、真鮫屬)、鯉魚(鯉屬、鯽屬、草魚、鯪屬、鯪屬、青魚、真卡特拉鮰、野鯪屬、哈氏紋唇魚、蘇門答臘細鬚鮰、魴屬)、鰻魚(鰻屬)、尼羅河鱸(尼羅尖吻鱸)及鱧魚(鱧屬)																		
030552 吳郭魚(口孵非鯽屬)、鮫魚(巨鮫屬、鮫屬、鬍鮫屬、真鮫屬)、鯉魚(鯉屬、鯽屬、草魚、鯪屬、鯪屬、青魚、真卡特拉鮰、野鯪屬、哈氏紋唇魚、蘇門答臘細鬚鮰、魴屬)、鰻魚(鰻屬)、尼羅河鱸(尼羅尖吻鱸)及鱧魚(鱧屬)																		
03055200 乾吳郭魚、鮫魚、鯉魚、鰻魚、尼羅河鱸及鱧魚	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	42.5%															
030553 海鯽科、歪尾鯽科、鱈科、鼠尾鯽科、黑鯽科、無鬚鯽科、稚鯽科及鱈鱗科之魚類，鱈魚(大西洋鱈、格陵蘭鱈、大頭鱈)除外																		



稅則號別及貨名	稅															率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03055941 (刪除)																		
03055949 (刪除)																		
03055950 (刪除)																		
03055971 乾灰海荷鱈(丁香魚)	新臺幣 47.6元/ 公斤或 25%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 9.5元/ 公斤或 5%從高 徵稅 (SG)	新臺幣 81元/公 斤或 42.5%從 高徵稅	新臺幣 47.6元/ 公斤或 25%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 81元/公 斤或 42.5%從 高徵稅												

稅則號別及貨名	稅率																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03055972 乾鯉魚	30%	免稅 (PA, NZ) 6% (SG) 30% (GT, NI, SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, NZ, SG) 30% (GT, NI, SV, HN)	42.5%												
03055979 其他乾鮮魚及鯉魚	30%	免稅 (PA, NZ) 6% (SG) 30% (GT, NI, SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, NZ, SG) 30% (GT, NI, SV, HN)	42.5%												
03055990 其他乾魚	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%															
030564 吳郭魚(口孵非鯽屬)、鮫魚 (巨鮫屬、鮫屬、鬚鮫屬、真 鮫屬)、鯉魚(鯉屬、鯽屬、 草魚、鯪屬、鯪屬、青魚、真 卡特拉鮰、野鮫屬、哈氏紋唇 魚、蘇門答臘細鬚鮰、魴 屬)、鰻魚(鰻屬)、尼羅 河鱸(尼羅尖吻鱸)及鱧魚(鱧屬)																		
03061910 冷凍海螯蝦及蜆站，包括燻製	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%															
03062 (刪除)																		
030621 (刪除)																		
03062111 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅															率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄															
03062112 (刪除)																		
03062113 (刪除)																		
030622 (刪除)																		
03062210 (刪除)																		
03062220 (刪除)																		
03062230 (刪除)																		
030624 (刪除)																		
03062410 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅															率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄															
03062421 (刪除)																		
03062429 (刪除)																		
03062430 (刪除)																		
03062440 (刪除)																		
030625 (刪除)																		
03062510 (刪除)																		
03062520 (刪除)																		
030626 (刪除)																		
03062611 (刪除)																		
03062619 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅															率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄															
03062620 (刪除)																		
03062630 (刪除)																		
030627 (刪除)																		
03062711 (刪除)																		
03062719 (刪除)																		
03062721 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅															率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄															
03062729 (刪除)																		
03062730 (刪除)																		
030629 (刪除)																		
03062911 (刪除)																		
03062912 (刪除)																		
03062919 (刪除)																		
03062921 (刪除)																		
03062929 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅率																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
一活、生鮮或冷藏：																		
030631 龍蝦（真龍蝦屬、龍蝦屬、靜龍蝦屬）																		
03063100 活、生鮮或冷藏龍蝦	新臺幣 33.7元/ 公斤或 15%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 96元/公 斤或 42.5%從 高徵稅															
030632 巨螯蝦（巨螯蝦屬）																		
03063200 活、生鮮或冷藏巨螯蝦	新臺幣 33.7元/ 公斤或 15%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 79元/公 斤或35% 從高徵 稅															
030633 蟹類																		
03063310 蟳、蟹苗	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	免稅															
03063321 活、生鮮或冷藏蟳	新臺幣 47.6元/ 公斤或 35%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 68元/公 斤或50% 從高徵 稅															
03063329 其他活、生鮮或冷藏蟹類	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%															
030634 挪威海螯蝦																		
03063400 活、生鮮或冷藏挪威海螯蝦	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	45%															
030635 北極甜蝦及蝦（長額劍蝦屬、褐蝦）																		
03063510 北極甜蝦及蝦，苗	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	免稅															

稅則號別及貨名	稅率																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03063520 活、生鮮或冷藏北極甜蝦及蝦	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	22.5%															
030636 其他蝦類																		
03063610 其他蝦類，苗	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	免稅															
03063620 其他活、生鮮或冷藏蝦類	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	22.5%															
030639 其他，包括適合於人類食用之 甲殼類動物粉、細粒及團粒																		
03063910 水產甲殼類種苗	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	免稅															
03063920 活、生鮮或冷藏海螯蝦及蜆	25%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 5% (GT) 8.3% (SV, HN)	42.5%	25%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 3.3% (GT) 6.6% (SV, HN)	42.5%	25%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 1.6% (GT) 5% (SV, HN)	42.5%	25%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 3.3% (SV, HN)	42.5%	25%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 1.6% (SV, HN)	42.5%	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%
03063990 其他活、生鮮或冷藏水產甲殼 類	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	45%															
—其他：																		
030691 龍蝦（真龍蝦屬、龍蝦屬、靜 龍蝦屬）																		
03069110 乾、鹹或浸鹹龍蝦，但未燻製	新臺幣 33.7元/ 公斤或 15%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 79元/公 斤或35% 從高徵 稅															

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03069120 燻製龍蝦	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 6% (GT) 10% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 4% (GT) 8% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 2% (GT) 6% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 4% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 2% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	42.5%
030692 巨螯蝦(巨螯蝦屬)																		
03069210 乾、鹹或浸鹹巨螯蝦，但未燻製	新臺幣 33.7元/ 公斤或 15%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	新臺幣 79元/公 斤或35% 從高徵 稅															
03069220 燻製巨螯蝦	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN)	22.5%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN)	22.5%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN)	22.5%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 2.6% (NI, SV, HN)	22.5%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 1.3% (NI, SV, HN)	22.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	22.5%
030693 蟹類																		
03069310 乾、鹹或浸鹹蟹類，但未燻製	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	45%															
03069320 燻製蟹類	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 2.6% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 1.3% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	42.5%
030694 挪威海螯蝦																		
03069400 乾、鹹或浸鹹挪威海螯蝦，包括燻製	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	45%															
030695 蝦類																		

稅則號別及貨名	稅																		率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			第1欄	第2欄	第3欄
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄			
03069511 乾蝦皮(櫻蝦科),但未燻製	新臺幣 5.36元/ 公斤或 24%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 3.2元/ 公斤或 14.4%從 高徵稅 (SG)	新臺幣 8.7元/ 公斤或 39%從高 徵稅	新臺幣 5.36元/ 公斤或 24%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 2.6元/ 公斤或 12%從高 徵稅 (SG)	新臺幣 8.7元/ 公斤或 39%從高 徵稅	新臺幣 5.36元/ 公斤或 24%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 2.1元/ 公斤或 9.6%從 高徵稅 (SG)	新臺幣 8.7元/ 公斤或 39%從高 徵稅	新臺幣 5.36元/ 公斤或 24%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 1.6元/ 公斤或 7.2%從 高徵稅 (SG)	新臺幣 8.7元/ 公斤或 39%從高 徵稅	新臺幣 5.36元/ 公斤或 24%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣1 元/公斤 或4.8% 從高徵 稅 (SG)	新臺幣 8.7元/ 公斤或 39%從高 徵稅	新臺幣 5.36元/ 公斤或 24%從高 徵稅	新臺幣 8.7元/ 公斤或 39%從高 徵稅	新臺幣 5.36元/ 公斤或 24%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 0.5元/ 公斤或 2.4%從 高徵稅 (SG)	新臺幣 8.7元/ 公斤或 39%從高 徵稅	
03069519 其他乾、鹹或浸鹹蝦類,但未 燻製	新臺幣 48元/公 斤或25% 從高徵 稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 28.8元/ 公斤或 15%從高 徵稅 (SG)	新臺幣 72元/公 斤或 37.5%從 高徵稅	新臺幣 48元/公 斤或25% 從高徵 稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 24元/公 斤或 12.5%從 高徵稅 (SG)	新臺幣 72元/公 斤或 37.5%從 高徵稅	新臺幣 48元/公 斤或25% 從高徵 稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 19.2元/ 公斤或 10%從高 徵稅 (SG)	新臺幣 72元/公 斤或 37.5%從 高徵稅	新臺幣 48元/公 斤或25% 從高徵 稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 14.4元/ 公斤或 7.5%從 高徵稅 (SG)	新臺幣 72元/公 斤或 37.5%從 高徵稅	新臺幣 48元/公 斤或25% 從高徵 稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 9.6元/ 公斤或 5%從高 徵稅 (SG)	新臺幣 72元/公 斤或 37.5%從 高徵稅	新臺幣 48元/公 斤或25% 從高徵 稅	新臺幣 72元/公 斤或 37.5%從 高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 4.8元/ 公斤或 2.5%從 高徵稅 (SG)	新臺幣 72元/公 斤或 37.5%從 高徵稅		
03069520 燻製蝦類	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN)	20%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN)	20%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN)	20%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 2.6% (NI, SV, HN)	20%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 1.3% (NI, SV, HN)	20%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	20%	
030699 其他,包括適於人類食用之甲 殼類動物粉、細粒及團粒																					
03069910 燻製海蟹蝦及蜆蚌	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 6% (GT) 10% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 4% (GT) 8% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 2% (GT) 6% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 4% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 2% (NI, SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%	
03069990 其他乾、鹹或浸鹹水產甲殼類 (含燻製),包括適於人類食 用之甲殼類動物粉、細粒及團 粒	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	45%																		

稅則號別及貨名	稅																		率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			第1欄	第2欄	第3欄
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄			
03069511 乾蝦皮(櫻蝦科),但未燻製	新臺幣 5.36元/ 公斤或 24%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 8.7元/ 公斤或 39%從高 徵稅																		
03069519 其他乾、鹹或浸鹹蝦類,但未 燻製	新臺幣 48元/公 斤或25% 從高徵 稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 72元/公 斤或 37.5%從 高徵稅																		

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
030712 冷凍																		
03071200 冷凍牡蠣(蠔、蚶),但未燻製	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N) 10% (NZ) 12% (SG)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N) 7.5% (NZ) 10% (SG)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N) 5% (NZ) 8% (SG)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N) 2.5% (NZ) 6% (SG)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	42.5%
03071910 (刪除)																		
030722 冷凍																		
03072200 冷凍海扇貝(含全貝及干貝),但未燻製	新臺幣 17.2元/ 公斤或 10%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 25.8元/ 公斤或 15%從高 徵稅															
03072910 (刪除)																		
030732 冷凍																		
03073200 冷凍貽貝(淡菜),但未燻製	15%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, SG) 7.5% (NZ)	40%	15%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, SG) 5.6% (NZ)	40%	15%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, SG) 3.8% (NZ)	40%	15%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, SG) 1.9% (NZ)	40%	15%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	40%			
03073910 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
一墨魚及魷魚：																		
030741 (刪除)																		
03074110 (刪除)																		
03074120 (刪除)																		
030742 活、生鮮或冷藏																		
03074210 活、生鮮或冷藏墨魚	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%															
03074221 活、生鮮或冷藏魷魚(赤魷 屬、鎖管屬、太平洋魷屬、軟 翅仔屬)	新臺幣 15/公斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N) 新臺幣 7.5元/ 公斤 (NZ) 新臺幣9 元/公斤 (SG)	新臺幣 15元/公 斤或50% 從高徵 稅	新臺幣 15/公斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N) 新臺幣 5.6元/ 公斤 (NZ) 新臺幣 7.5元/ 公斤 (SG)	新臺幣 15元/公 斤或50% 從高徵 稅	新臺幣 15/公斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N) 新臺幣 3.8元/ 公斤 (NZ) 新臺幣6 元/公斤 (SG)	新臺幣 15元/公 斤或50% 從高徵 稅	新臺幣 15/公斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N) 新臺幣 1.9元/ 公斤 (NZ) 新臺幣 4.5元/ 公斤 (SG)	新臺幣 15元/公 斤或50% 從高徵 稅	新臺幣 15/公斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣3 元/公斤 (SG)	新臺幣 15元/公 斤或50% 從高徵 稅	新臺幣 15/公斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 1.5元/ 公斤 (SG)	新臺幣 15元/公 斤或50% 從高徵 稅
03074229 其他活、生鮮或冷藏魷魚	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%															
030743 冷凍																		

稅則號別及貨名	稅率																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03074310 冷凍墨魚，但未燻製	23.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%															
03074321 冷凍魷魚(赤魷屬、鎖管屬、 太平洋魷屬、軟翅仔屬)，但 未燻製	新臺幣 15元/公 斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N) 新臺幣 7.5元/ 公斤 (NZ) 新臺幣9 元/公斤 (SG)	新臺幣 15元/公 斤或50% 從高徵 稅	新臺幣 15/公斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N) 新臺幣 5.6元/ 公斤 (NZ) 新臺幣 7.5元/ 公斤 (SG)	新臺幣 15元/公 斤或50% 從高徵 稅	新臺幣 15/公斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N) 新臺幣 3.8元/ 公斤 (NZ) 新臺幣6 元/公斤 (SG)	新臺幣 15元/公 斤或50% 從高徵 稅	新臺幣 15/公斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N) 新臺幣 1.9元/ 公斤 (NZ) 新臺幣 4.5元/ 公斤 (SG)	新臺幣 15元/公 斤或50% 從高徵 稅	新臺幣 15/公斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣3 元/公斤 (SG)	新臺幣 15元/公 斤或50% 從高徵 稅	新臺幣 15/公斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 1.5元/ 公斤 (SG)	新臺幣 15元/公 斤或50% 從高徵 稅
03074329 其他冷凍魷魚，但未燻製	22.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%															
03074911 (刪除)																		
03074912 (刪除)																		
03074921 乾、鹹或浸鹹墨魚，但未燻製	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 5% (GT) 8.3% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 3.3% (GT) 6.6% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 1.6% (GT) 5% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 3.3% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 1.6% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03074922 乾、鹹或浸鹹魷魚(赤魷屬、鎖管屬、太平洋魷屬、軟翅仔屬)，但未燻製	新臺幣 219元/ 公斤或 50%從高 徵稅	免稅 (PA, NI) 新臺幣 43.8元/ 公斤或 10%從高 徵稅 (GT) 新臺幣 73元/ 公斤或 16.6% 從高徵 稅 (SV, HN) 新臺幣 109.5元 /公斤或 25%從高 徵稅 (NZ) 新臺幣 131.4元 /公斤或 30%從高 徵稅 (SG)	新臺幣 219元/ 公斤或 50%從高 徵稅	新臺幣 219元/ 公斤或 50%從高 徵稅	免稅 (PA, NI) 新臺幣 29.2元/ 公斤或 6.6%從 高徵稅 (GT) 新臺幣 58.4元/ 公斤或 13.3%從 高徵稅 (SV, HN) 新臺幣 82.1元/ 公斤或 18.8%從 高徵稅 (NZ) 新臺幣 109.5元 /公斤或 25%從高 徵稅 (SG)	新臺幣 219元/ 公斤或 50%從高 徵稅	新臺幣 219元/ 公斤或 50%從高 徵稅	免稅 (PA, NI) 新臺幣 14.6元/ 公斤或 3.3%從 高徵稅 (GT) 新臺幣 43.8元/ 公斤或 9.9%從 高徵稅 (SV, HN) 新臺幣 54.8元/ 公斤或 12.5%從 高徵稅 (NZ) 新臺幣 87.6元/ 公斤或 20%從高 徵稅 (SG)	新臺幣 219元/ 公斤或 50%從高 徵稅	新臺幣 219元/ 公斤或 50%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI) 新臺幣 27.4元/ 公斤或 6.3%從 高徵稅 (NZ) 新臺幣 29.2元/ 公斤或 6.6%從 高徵稅 (SV, HN) 新臺幣 65.7元/ 公斤或 15%從高 徵稅 (SG)	新臺幣 219元/ 公斤或 50%從高 徵稅	新臺幣 219元/ 公斤或 50%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 新臺幣 14.6元/ 公斤或 3.3%從 高徵稅 (SV, HN) 新臺幣 43.8元/ 公斤或 10%從高 徵稅 (SG)	新臺幣 219元/ 公斤或 50%從高 徵稅	新臺幣 219元/ 公斤或 50%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 新臺幣 21.9元/ 公斤或 5%從高 徵稅 (SG)	新臺幣 219元/ 公斤或 50%從高 徵稅
03074923 其他乾、鹹或浸鹹魷魚，但未 燻製	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 6% (GT) 10% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 4% (GT) 8% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 2% (GT) 6% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 4% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 2% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%
03074931 燻製墨魚	22.5%	免稅 (PA, NZ, SG) 4.7% (GT) 7.6% (SV, HN) 8% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, NZ, SG) 3.1% (GT) 6.1% (SV, HN) 6.4% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, NZ, SG) 1.5% (GT) 4.6% (SV, HN) 4.8% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 3% (SV, HN) 3.2% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 1.5% (SV, HN) 1.6% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%
03074932 燻製魷魚(赤魷屬、鎖管屬、 太平洋魷屬、軟翅仔屬)	40%	免稅 (PA, NZ, SG) 8% (GT) 13.3% (NI, SV, HN)	42.5%	40%	免稅 (PA, NZ, SG) 5.3% (GT) 10.6% (NI, SV, HN)	42.5%	40%	免稅 (PA, NZ, SG) 2.6% (GT) 8% (NI, SV, HN)	42.5%	40%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 5.3% (NI, SV, HN)	42.5%	40%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 2.6% (NI, SV, HN)	42.5%	40%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%

稅則號別及貨名	稅																	率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起				
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄		
03074933 其他燻製魷魚	22.5%	免稅 (PA, NZ, SG) 4.7% (GT) 7.6% (SV, HN) 8% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, NZ, SG) 3.1% (GT) 6.1% (SV, HN) 6.4% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, NZ, SG) 1.5% (GT) 4.6% (SV, HN) 4.8% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 3% (SV, HN) 3.2% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 1.5% (SV, HN) 1.6% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	42.5%		
030752 冷凍																				
03075200 冷凍章魚，但未燻製	20%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 4.8% (GT) 7.3% (SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 3.2% (GT) 5.8% (SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 1.6% (GT) 4.4% (SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, SG) 2.9% (SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, SG) 1.4% (SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	42.5%		
03075910 乾、鹹或浸鹹章魚，但未燻製	20%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 4.8% (GT) 7.3% (SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 3.2% (GT) 5.8% (SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 1.6% (GT) 4.4% (SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, SG) 2.9% (SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, SG) 1.4% (SV, HN)	42.5%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	42.5%		
030772 冷凍																				
03077210 冷凍海瓜子，但未燻製	新臺幣 34元/公斤或30% 從高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	新臺幣 51元/公斤或45% 從高徵稅																	
03077220 冷凍蚶子(魁蛤科)，但未燻製	新臺幣 11.7元/公斤或25% 從高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	新臺幣 21元/公斤或45% 從高徵稅																	
03077230 冷凍蛭(毛蛭科、竹蛭科)， 但未燻製	新臺幣 22.6元/公斤或20% 從高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	新臺幣 48元/公斤或42.5% 從高徵稅																	
03077240 冷凍蛤蜊，但未燻製	35%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 7% (GT) 11.6% (SV, HN)	50%	35%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 4.6% (GT) 9.3% (SV, HN)	50%	35%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 2.3% (GT) 7% (SV, HN)	50%	35%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, SG) 4.6% (SV, HN)	50%	35%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, SG) 2.3% (SV, HN)	50%	35%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	50%		
03077290 其他冷凍蛤、鳥蛤及赤貝， 但未燻製	22.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	42.5%																	

稅則號別及貨名	稅率																		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
03077900 乾、鹹或浸鹹蛤、烏蛤及赤貝 ，包括燻製	22.5%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 4.7% (GT) 7.6% (SV, HN)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 3.1% (GT) 6.1% (SV, HN)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 1.5% (GT) 4.6% (SV, HN)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 3% (SV, HN)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 1.5% (SV, HN)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%	
03077911 (刪除)																			
03077912 (刪除)																			
03077913 (刪除)																			
03077914 (刪除)																			
03077919 (刪除)																			
03077920 (刪除)																			
一鮑魚(鮑螺屬)及鳳凰螺(鳳凰螺屬)：																			

稅則號別及貨名	稅率																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
030781 活、生鮮或冷藏鮑魚(鮑螺屬)																		
030782 活、生鮮或冷藏鳳凰螺(鳳凰螺屬)																		
03078200 活、生鮮或冷藏鳳凰螺	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	42.5%															
030783 冷凍鮑魚(鮑螺屬)																		
03078310 冷凍鮑魚(九孔除外), 但未燻製	新臺幣 30元/公斤或 7.5%從高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	新臺幣 60元/公斤或 15%從高徵稅															
03078320 冷凍九孔, 但未燻製	新臺幣 83元/公斤或 25%從高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	新臺幣 166元/公斤或 50%從高徵稅															
030784 冷凍鳳凰螺(鳳凰螺屬)																		
03078400 冷凍鳳凰螺, 但未燻製	20%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 4% (GT) 6.6% (SV, HN)	新臺幣 64元/公斤或 42.5%從高徵稅	20%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 2.6% (GT) 5.3% (SV, HN)	新臺幣 64元/公斤或 42.5%從高徵稅	20%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 1.3% (GT) 4% (SV, HN)	新臺幣 64元/公斤或 42.5%從高徵稅	20%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 2.6% (SV, HN)	新臺幣 64元/公斤或 42.5%從高徵稅	20%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 1.3% (SV, HN)	新臺幣 64元/公斤或 42.5%從高徵稅	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	新臺幣 64元/公斤或 42.5%從高徵稅
030787 其他鮑魚(鮑螺屬)																		
03078710 鹹或浸鹹鮑魚(九孔除外), 但未燻製	22%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	30%															
03078720 乾鮑魚(九孔除外), 但未燻製	新臺幣 225元/公斤或 15%從高徵稅	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 新臺幣 45元/公斤或 3%從高徵稅 (GT) 新臺幣 75元/公斤或 5%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣 225元/公斤或 15%從高徵稅	新臺幣 225元/公斤或 15%從高徵稅	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 新臺幣 30元/公斤或 2%從高徵稅 (GT) 新臺幣 60元/公斤或 4%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣 225元/公斤或 15%從高徵稅	新臺幣 225元/公斤或 15%從高徵稅	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 新臺幣 15元/公斤或 1%從高徵稅 (GT) 新臺幣 45元/公斤或 3%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣 225元/公斤或 15%從高徵稅	新臺幣 225元/公斤或 15%從高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 新臺幣 30元/公斤或 2%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣 225元/公斤或 15%從高徵稅	新臺幣 225元/公斤或 15%從高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 新臺幣 15元/公斤或 1%從高徵稅 (SV, HN)	新臺幣 225元/公斤或 15%從高徵稅	新臺幣 225元/公斤或 15%從高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	新臺幣 225元/公斤或 15%從高徵稅

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03078730 乾、鹹或浸鹹九孔，但未燻製	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 6% (GT) 10% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 4% (GT) 8% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 2% (GT) 6% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 4% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 2% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%
03078740 燻製鮑魚，包括九孔	新臺幣 36元/公 斤或9% 從高徵 稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 49.6元/ 公斤或 12.5%從 高徵稅															
030788 其他鳳凰螺（鳳凰螺屬）																		
03078810 乾、鹹或浸鹹鳳凰螺，但未燻製	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 6% (GT) 10% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 4% (GT) 8% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 2% (GT) 6% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 4% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 2% (SV, HN)	42.5%	30%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%
03078820 燻製鳳凰螺	22.5%	免稅 (PA, NZ, SG) 4.7% (GT) 7.6% (SV, HN) 8% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, NZ, SG) 3.1% (GT) 6.1% (SV, HN) 6.4% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, NZ, SG) 1.5% (GT) 4.6% (SV, HN) 4.8% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 3% (SV, HN) 3.2% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 1.5% (SV, HN) 1.6% (NI)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%
030789 (刪除)																		
03078911 (刪除)																		
03078912 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅															率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03078920 (刪除)																		
03078931 (刪除)																		
03078932 (刪除)																		
03078940 (刪除)																		
030792 冷凍																		
03079210 冷凍蚶子(蚶蜆科、笠蚶科) ，但未煉製	新臺幣 11.7元/ 公斤或 25%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 21元/公 斤或45% 從高徵 稅															

稅則號別及貨名	稅															率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
03079220 冷凍鱈(刀鱈科), 但未燻製	新臺幣 22.6元/ 公斤或 20%從高 徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 48元/ 公斤或 42.5%從 高徵稅															
03079230 冷凍鐘螺, 但未燻製	新臺幣 30元/ 公斤或20% 從高徵 稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 64元/ 公斤或 42.5%從 高徵稅															
03079240 冷凍南美貝, 但未燻製	新臺幣 19元/ 公斤或10% 從高徵 稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 38元/ 公斤或20% 從高徵 稅															
03079290 其他冷凍軟體類動物, 包括適 於人類食用之軟體類動物粉、 細粒及團粒, 但未燻製	22.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%															
03079941 (刪除)																		
03079942 (刪除)																		
03079943 (刪除)																		
03079944 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅																		率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄																
03079945 (刪除)																			
03079949 (刪除)																			

稅則號別及貨名	稅																		率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
03071200 冷凍牡蠣(蝶、蚶),但未燻製	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	42.5%																
03074221 活、生鮮或冷藏鮭魚(赤鮭屬、鎖管屬、太平洋鮭屬、軟翅仔屬)	新臺幣 15/公斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	新臺幣 15元/公斤或50% 從高徵稅																
03074321 冷凍鮭魚(赤鮭屬、鎖管屬、太平洋鮭屬、軟翅仔屬),但未燻製	新臺幣 15/公斤	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	新臺幣 15元/公斤或50% 從高徵稅																
03074922 乾、鹹或浸鹹鮭魚(赤鮭屬、鎖管屬、太平洋鮭屬、軟翅仔屬),但未燻製	新臺幣 219元/公斤或 50%從高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	新臺幣 219元/公斤或 50%從高徵稅																

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
030812 冷凍																		
03081200 冷凍海參，但未燻製	9%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	20%															
03081910 (刪除)																		
030822 冷凍																		
03082200 冷凍海膽，但未燻製	22.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%															
03082900 乾、鹹或浸鹹海膽，包括燻製	22.5%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 4.7% (GT) 7.6% (SV, HN)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 3.1% (GT) 6.1% (SV, HN)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, NI, NZ, SG) 1.5% (GT) 4.6% (SV, HN)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 3% (SV, HN)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NI, NZ, S G) 1.5% (SV, HN)	42.5%	22.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42.5%
03082910 (刪除)																		
03082920 (刪除)																		

第4章 乳製品；禽蛋；天然蜜；未列名食用動物產品

章註

四、 本章不包括下列各項：

- (甲) 從乳清製成之產品，其所含乳糖以無水乳糖乾重計超過95%者（第1702節）；
- (乙) 以其他物質（例如，油酸脂）取代乳中一種或多種天然成分（例如，丁酸脂）而製成之產品（第1901或2106節）；或
- (丙) 白蛋白（包括二種或以上之乳清蛋白質之濃縮物，其所含乳清蛋白質以乾重計超過80%者）（第3502節）或球蛋白（第3504節）。

第5章 未列名動物產品

章註

四、 本分類所稱「馬毛」係指馬族或牛族動物之鬃毛或尾毛。第0511節主要包括馬毛及廢馬毛，不論是否有夾層支持物在內。

第8章 食用果實及堅果；柑橘屬果實或甜瓜之外皮

稅則號別及貨名	稅																		率			
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起				自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄
一扁桃仁：																						
08021110 帶殼甜扁桃仁，鮮或乾	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																			
08021120 帶殼苦扁桃仁，鮮或乾	新臺幣 4元/公 斤或 10%從 高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 4元/公 斤或 10%從 高徵稅																			
08021210 去殼甜扁桃仁，鮮或乾	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																			
08021220 去殼苦扁桃仁，鮮或乾	新臺幣 4元/公 斤或 10%從 高徵稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	新臺幣 4元/公 斤或 10%從 高徵稅																			
一寬皮柑類（包括寬皮柑、溫 州蜜柑）；地中海早橘、螺柑 及其他同類雜交果實：																						
080520 (刪除)																						
08052010 (刪除)																						

稅則號別及貨名	稅																			率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄		第2欄	第3欄
08052020 (刪除)																						
08052090 (刪除)																						
080521 寬皮柑類(包括寬皮柑、溫州蜜柑)																						
08052110 溫州蜜柑，鮮或乾	30%	免稅 (PA, NI, NZ) 6.8% (GT) 10.6% (SV, HN) 18% (SG)	40%	30%	免稅 (PA, NI, NZ) 4.5% (GT) 8.5% (SV, HN) 15% (SG)	40%	30%	免稅 (PA, NI, NZ) 2.2% (GT) 6.4% (SV, HN) 12% (SG)	40%	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 4.2% (SV, HN) 9% (SG)	40%	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 2.1% (SV, HN) 6% (SG)	40%	30%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3% (SG)	40%	30%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	40%	40%
08052190 其他寬皮柑類，鮮或乾	35%	免稅 (PA, NI, NZ) 7% (GT) 11.6% (SV, HN) 21% (SG)	40%	35%	免稅 (PA, NI, NZ) 4.6% (GT) 9.3% (SV, HN) 17.5% (SG)	40%	35%	免稅 (PA, NI, NZ) 2.3% (GT) 7% (SV, HN) 14% (SG)	40%	35%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 4.6% (SV, HN) 10.5% (SG)	40%	35%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 2.3% (SV, HN) 7% (SG)	40%	35%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3.5% (SG)	40%	35%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	40%	40%
080522 地中海早橘																						
08052200 地中海早橘，鮮或乾	30%	免稅 (PA, NI, NZ) 6.8% (GT) 10.6% (SV, HN) 18% (SG)	40%	30%	免稅 (PA, NI, NZ) 4.5% (GT) 8.5% (SV, HN) 15% (SG)	40%	30%	免稅 (PA, NI, NZ) 2.2% (GT) 6.4% (SV, HN) 12% (SG)	40%	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 4.2% (SV, HN) 9% (SG)	40%	30%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 2.1% (SV, HN) 6% (SG)	40%	30%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3% (SG)	40%	30%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	40%	40%

稅則號別及貨名	稅率																				
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
080529 其他																					
08052900 螺柑及其他同類雜交果實，鮮或乾	35%	免稅 (PA, NI, NZ) 7% (GT) 11.6% (SV, HN) 21% (SG)	40%	35%	免稅 (PA, NI, NZ) 4.6% (GT) 9.3% (SV, HN) 17.5% (SG)	40%	35%	免稅 (PA, NI, NZ) 2.3% (GT) 7% (SV, HN) 14% (SG)	40%	35%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 4.6% (SV, HN) 10.5% (SG)	40%	35%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 2.3% (SV, HN) 7% (SG)	40%	35%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3.5% (SG)	40%	35%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	40%

第12章 油料種子及含油質果實；雜項穀粒、種子及果實；工業用或藥用植物；芻草及飼料

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
1211 植物或植物之一部分（包括種子及果實），主要用於香料、藥用、殺蟲、殺菌或類似用途，新鮮、冷藏、冷凍或乾燥，不論是否已切割、壓碎或製粉																		
12112010 吉林人參	5%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	7.5%															
12112020 高麗紅參、白參	1.5%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	7.5%															
12112021 (刪除)																		
12112022 (刪除)																		
12112030 東洋紅參、白參	5%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	7.5%															
12112031 (刪除)																		
12112032 (刪除)																		
12112040 西洋參	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	6.25%															
12112041 (刪除)																		
12112042 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅															率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
12112043 (刪除)																		
12112050 三七(田七)	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12112051 (刪除)																		
12112052 (刪除)																		
121150 麻黃																		
12115000 麻黃	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119012 沉香	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119014 (刪除)																		
12119015 (刪除)																		
12119016 番瀉葉	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119017 三七葉	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119020 (刪除)																		
12119021 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
12119022 (刪除)																		
12119025 川芎(芎藭)	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119026 (刪除)																		
12119027 (刪除)																		
12119028 (刪除)																		
12119031 天雄	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119032 (刪除)																		
12119033 (刪除)																		
12119041 牛膝(懷牛膝)、川牛膝(杜 牛膝)	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119044 芍藥	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119050 黃耆、紅耆	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119053 北沙參、南沙參	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119055 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
12119056 (刪除)																		
12119058 (刪除)																		
12119059 木香	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119061 (刪除)																		
12119070 甘草	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119071 厚朴、厚朴根、厚朴花	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119072 茯苓、茯神	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119073 川貝母	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119074 附子、烏頭	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119091 其他藥用植物及植物之一部分 (包括種子及果實)，新鮮、 冷藏、冷凍或乾燥，不論是否 已切割壓碎或製粉	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
12119092 香料用植物及植物之一部分 (包括種子及果實)，新鮮、冷 藏、冷凍或乾燥，不論是否已 切割壓碎或製粉	15%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	25%															
12119093 殺蟲用，殺菌用植物及植物之 一部分(包括種子及果實)， 新鮮、冷藏、冷凍或乾燥，不 論是否已切割壓碎或製粉	7.5%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	7.5%															

稅則號別及貨名	稅率																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
12129951 甜杏核及仁	2.5%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	10%															
12129952 苦杏核及仁	新臺幣4 元/公斤 或10%從 高徵稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	新臺幣4 元/公斤 或10%從 高徵稅															
12129980 桃(包括油桃)或李之核及仁	16%	免稅 (PA, NI, N Z, SG) 3.4% (GT) 5.5% (SV, HN)	25%	16%	免稅 (PA, NI, N Z, SG) 2.2% (GT) 4.4% (SV, HN)	25%	16%	免稅 (PA, NI, N Z, SG) 1.1% (GT) 3.3% (SV, HN)	25%	16%	免稅 (PA, GT, N I, NZ, SG) 2.2% (SV, HN)	25%	16%	免稅 (PA, GT, N I, NZ, SG) 1.1% (SV, HN)	25%	16%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	25%

第 13 章 蟲漆；植物膠、樹脂、其他植物汁液及萃取物

稅 則 號 別 及 貨 名	稅 率														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
130214 麻黃															
13021400 麻黃汁液及萃取物（萃取含油 樹脂除外）	5%	免稅 (LDCs, PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	20%												

第16章 肉、魚或甲殼、軟體或其他水產無脊椎動物等之調製品

目註

- 一、 為第160210目所稱「均質調製品」係指以極均勻之肉、雜碎或血所製成之調製品，供零售用，且適合作為嬰兒或幼童食品或醫療食品，在容器內淨重不超過250公克，採用此定義時對因調味，保存或其他目的而加入之任何少許成分可不予計較，此類調製品可能含有少量可見之碎肉或肉類雜碎，本目比第1602節之任何其他目優先適用。

第16章 肉、魚或甲殼、軟體或其他水產無脊椎動物等之調製品

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
16021010 肉類調製之嬰兒、幼童或病人均質食品	7.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	12.5%												
160414 鮭魚、正鱈及齒鱈(齒鱈屬)															
16041420 已調製或保藏之正鱈及齒鱈，整條或片塊(剝碎者除外)	14%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	27.5%												
160418 鯊魚翅															
16041800 已調製或保藏之鯊魚翅	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	15%												
16041940 其他已調製或保藏之魚鱈	7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	15%												
16042020 (刪除)															

第18章 可及可可製品

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
18069020 嬰兒或幼童調製品，供零售用 —由粉、細粒、澱粉或麥芽精 製成者，含可可重量（以完全 脫脂可可為基礎計算）在4 0%或以上但低於50%；或 以第0401至0404節物 品製成者，含可可重量（以完 全脫脂可可為基礎計算）在 5%或以上但低於10%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												

第 19 章 穀類、粉、澱粉或奶之調製食品；糕餅類食品

稅 則 號 別 及 貨 名	稅 率														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
190110 嬰兒或幼童調製品，供零售用															
19011000 嬰兒或幼童調製品，供零售用	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
19059030 專供嬰兒或幼童用餅乾	5%	免稅 (NZ, SG) 5% (PA, GT, NI , SV, HN)	10%												

## 第20章 蔬菜、果實、堅果或植物其他部分之調製品

### 目註

- 一、 第200510目所稱「均質蔬菜」指調製品由極均勻之蔬菜調製而成，供零售用適合作為嬰兒或幼童食品或醫療食物者，在容器內之淨重不超過250公克，採用此定義時即使為調味、保藏或其他目的而添加任何少量配料均不予計較，此類調製品亦可能含有少量可見之碎蔬菜，第200510目較第2005節下其他各目優先適用。
- 二、 第200710目所稱之「均質調製品」係指調製品由極均勻之水果調製而成，供零售用適合作為嬰兒或幼童食品或醫療食物者，在容器內之淨重不超過250公克，採用此定義時即使為調味、保藏或其他目的而添加任何少量配料均不予計較，此類調製品亦可能含有少量可見之碎水果，第200710目較第2007節下其他各目優先適用。

第20章 蔬菜、果實、堅果或植物其他部分之調製品

稅則號別及貨名	稅																				率	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄		第3欄
20051020 供嬰兒或幼童食用酸漬除外之 調製或保藏均質蔬菜，未冷凍	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3% (SG)	12.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.5% (SG)	12.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	12.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1.5% (SG)	12.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1% (SG)	12.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 0.5% (SG)	12.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	12.5%	
20081910 其他方式調製或保藏之扁桃仁	7.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																			
20089992 供嬰兒或幼童食用之調製或保 存之果實及植物其他可食之部 分，不論是否加糖或其他甜味 料或酒者	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																			
20098940 供嬰兒或幼童食用之未發酵及 未加酒精之任何單一果汁	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	12.5%																			
20099020 供嬰兒或幼童食用之混合汁	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	12.5%																			

## 第 2 1 章 雜項調製食品

### 章註

三、 第2104節所稱「均質混合調製食品」指供包括如肉、魚、蔬菜、水果或堅果等兩種或兩種以上調和極均勻之產品，供零售用，並適合作為嬰兒或幼童食品或醫療食物容器內之淨重不超過250公克者，採用此定義時不必計較為調味，保藏或其他目的而添加任何少量成份。此類調製品亦可含有少量可見之原料碎片。

第21章 雜項調製食品

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
21042010 嬰兒、幼童或病人用均質混合 調製食品	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	12.5%													
21069040 嬰兒或幼童食品	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	12.5%													

第 2 2 章 飲料、酒類及醋

稅 則 號 別 及 貨 名	稅																		率			
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起				自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄
2201 水，包括天然水或人造礦泉水及汽水（碳酸水），未含糖或其他甜味料及香料者；雪及冰																						
22019090 其他水，未含糖或其他甜味料及香料者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	免稅																			
2202 水，包括礦泉水及汽水（碳酸水），含糖或其他甜味料或香料及其他未含酒精飲料，但不包括第2009節之果汁或蔬菜汁																						
220210 水，包括礦泉水及汽水（碳酸水），含糖或其他甜味料或香料者																						
22021000 水，包括礦泉水及汽水（碳酸水），含糖或其他甜味料或香料者	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	12.5%																			
— 其他：																						
220290 (刪除)																						
22029011 (刪除)																						

稅則號別及貨名	稅																		率			
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起				自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄															
22029012 (刪除)																						
22029013 (刪除)																						
22029014 (刪除)																						
22029015 (刪除)																						
22029016 (刪除)																						

稅則號別及貨名	稅																			率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄		第2欄	第3欄															
22029017 (刪除)																						
22029019 (刪除)																						
22029021 (刪除)																						
22029022 (刪除)																						
22029023 (刪除)																						

稅則號別及貨名	稅																			率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄		第2欄	第3欄															
22029024 (刪除)																						
22029025 (刪除)																						
22029026 (刪除)																						
22029027 (刪除)																						
22029029 (刪除)																						

稅則號別及貨名	稅																			率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
22029030 (刪除)																						
22029090 (刪除)																						
220291 不含酒精之啤酒																						
22029100 不含酒精之啤酒	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 6% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 5% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	12.5%	
220299 其他																						
22029911 未發酵稀釋天然蜜柑橘汁	20%	免稅 (PA, NI, NZ) 4% (GT) 6.6% (SV, HN) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NI, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (SV, HN) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NI, NZ) 1.3% (GT) 4% (SV, HN) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 2.6% (SV, HN) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, NZ) 1.3% (SV, HN) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%	
22029912 未發酵稀釋天然葡萄柚汁	20%	免稅 (PA, NZ) 4% (GT, SG) 6.6% (NI, SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 2.6% (NI, SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 1.3% (NI, SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%				
22029913 未發酵稀釋天然鳳梨汁	20%	免稅 (PA, NZ) 4% (GT, SG) 6.6% (NI, SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, NZ, SG) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 2.6% (NI, SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ, SG) 1.3% (NI, SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%				

稅則號別及貨名	稅																		率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
22029914 未發酵稀釋天然番茄汁	20%	免稅 (PA, NZ) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 2.6% (NI, SV, HN) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.3% (NI, SV, HN) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%
22029915 未發酵稀釋天然葡萄汁	20%	免稅 (PA, NZ) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 2.6% (NI, SV, HN) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.3% (NI, SV, HN) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%
22029916 未發酵稀釋天然蘋果汁	20%	免稅 (PA, NZ) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 2.6% (NI, SV, HN) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.3% (NI, SV, HN) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%
22029917 未發酵稀釋天然橄欖樹果汁	20%	免稅 (PA, SV, HN, NZ) 4% (GT) 6.6% (NI) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, SV, HN, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (NI) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, SV, HN, NZ) 1.3% (GT) 4% (NI) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, SV, HN, N Z) 2.6% (NI) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, SV, HN, N Z) 1.3% (NI) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%
22029919 其他未發酵稀釋天然果汁	20%	免稅 (PA, NZ) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 2.6% (NI, SV, HN) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.3% (NI, SV, HN) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%
22029921 未發酵柑橘汁飲料	20%	免稅 (PA, NZ) 4.4% (GT) 7% (SV, HN) 7.6% (NI) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 2.9% (GT) 5.6% (SV, HN) 6.1% (NI) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 1.4% (GT) 4.2% (SV, HN) 4.6% (NI) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 2.8% (SV, HN) 3% (NI) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.4% (SV, HN) 1.5% (NI) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%

稅則號別及貨名	稅率																				
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
22029922 未發酵葡萄柚汁飲料	20%	免稅 (PA, NZ) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 2.6% (NI, SV, HN) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.3% (NI, SV, HN) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%
22029923 未發酵鳳梨汁飲料	20%	免稅 (PA, NZ) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 2.6% (NI, SV, HN) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.3% (NI, SV, HN) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%
22029924 未發酵番茄汁飲料	20%	免稅 (PA, NZ) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 2.6% (NI, SV, HN) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.3% (NI, SV, HN) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%
22029925 未發酵葡萄汁飲料	20%	免稅 (PA, NZ) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 2.6% (NI, SV, HN) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.3% (NI, SV, HN) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%
22029926 未發酵蘋果汁飲料	20%	免稅 (PA, NZ) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 2.6% (NI, SV, HN) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.3% (NI, SV, HN) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%
22029927 未發酵橄欖樹果汁飲料	20%	免稅 (PA, SV, HN, NZ) 4% (GT) 6.6% (NI) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, SV, HN, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (NI) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, SV, HN, NZ) 1.3% (GT) 4% (NI) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, SV, HN, N Z) 2.6% (NI) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, SV, HN, GT, N Z) 1.3% (NI) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%

稅則號別及貨名	稅																			率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄		第2欄	第3欄
22029929 其他未發酵果汁飲料	20%	免稅 (PA, NZ) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 2.6% (NI, SV, HN) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.3% (NI, SV, HN) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%	
22029930 未發酵稀釋蔬菜汁及飲料	20%	免稅 (PA, NZ) 4% (GT) 6.6% (NI, SV, HN) 12% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 2.6% (GT) 5.3% (NI, SV, HN) 10% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, NZ) 1.3% (GT) 4% (NI, SV, HN) 8% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 2.6% (NI, SV, HN) 6% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NZ) 1.3% (NI, SV, HN) 4% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%	
22029990 其他飲料，含糖或其他甜味料 或香料及其他未含酒精飲料	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 6% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 5% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	12.5%	
220422 裝在超過2公升但不超過10 公升之容器內者																						
22042200 其他鮮葡萄酒，裝在超過2公 升但不超過10公升之容器內 者	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 6% (SG)	50%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 5% (SG)	50%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	50%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3% (SG)	50%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1% (SG)	50%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%	
22042900 其他鮮葡萄酒，裝在超過10 公升之容器內者	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 6% (SG)	50%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 5% (SG)	50%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	50%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3% (SG)	50%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	50%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1% (SG)	50%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	50%	
2206 其他釀造飲料（例如蘋果酒、 梨酒、蜂蜜酒、清酒）；未列 名釀造飲料混合品或釀造飲料 與未含酒精飲料之混合品																						
220600 其他釀造飲料（例如蘋果酒、 梨酒、蜂蜜酒、清酒）；未列 名釀造飲料混合品或釀造飲料 與未含酒精飲料之混合品																						

第27章 礦物燃料、礦油及其蒸餾產品；含瀝青物質；礦蠟

目註

四、 第271012目所稱之「輕油及其製品」係依ISO 3405方法（相當於ASTM D86方法），在210°C時所得蒸餾量按容積計達90%及以上（包括耗損）者。

第 27 章 礦物燃料、礦油及其蒸餾產品；含瀝青物質；礦蠟

稅 則 號 別 及 貨 名	稅 率														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
270750 其他芳香煙混合物，依 I S O 3 4 0 5 方法（相當於 A S T M D 8 6 方法）蒸餾時，於 2 5 0 °C 時所得蒸餾量以容積 計達 6 5 % 及以上（包括耗 損）者															
27075000 其他芳香煙混合物，依 I S O 3 4 0 5 方法（相當於 A S T M D 8 6 方法）蒸餾時，於 2 5 0 °C 時所得蒸餾量以容積 計達 6 5 % 及以上（包括耗 損）者	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
271091 含多氯聯苯、多氯三聯苯或多 溴聯苯者															
27109110 變壓器油，含多氯聯苯、多氯 三聯苯或多溴聯苯者	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
27109120 電容器油，含多氯聯苯、多氯 三聯苯或多溴聯苯者	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
27109190 其他含多氯聯苯、多氯三聯苯 或多溴聯苯者	3.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												

第28章 無機化學品；貴金屬、稀土金屬、放射性元素及其同位素之有機及無機化合物

章註

七、 第2853節包括按重量計含磷超過15%之磷化銅（磷銅）。

第28章 無機化學品；貴金屬、稀土金屬、放射性元素及其同位素之有機及無機化合物

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
第1分章 化學元素															
第2分章 無機酸及非金屬元素之無機氧化物															
281112 氟化氫(氫氟酸)															
28111200 氟化氫(氫氟酸)	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%												
第3分章 鹵素或硫之非金屬化合物															
一氟化物及氟氧化物：															
281210 (刪除)															
28121010 (刪除)															
28121020 (刪除)															
28121090 (刪除)															
281211 碳酰氟(光氣)															
28121100 碳酰氟(光氣)	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
281212 氧氟化磷(磷酰氟)															

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
28121200 氧氯化磷(磷酰氯)	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
281213 三氯化磷															
28121300 三氯化磷	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	10%												
281214 五氯化磷															
28121400 五氯化磷	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
281215 氯化硫															
28121500 氯化硫	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
281216 二氯化硫															
28121600 二氯化硫	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
281217 亞硫酸氯(二氣氧硫)															
28121700 亞硫酸氯(二氣氧硫)	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
281219 其他															
28121900 其他非金屬氯化物及氧氯化物	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
第4分章 金屬之無機鹽基及其 氧化物、氮氧化物及過氧化物															
第5分章 無機酸之金屬鹽及過 氧化鹽類															

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄													
第6分章 雜項																
2848 (刪除)																
284800 (刪除)																
28480010 (刪除)																
28480020 (刪除)																
28480090 (刪除)																
2853 不論是否符合化學定義之磷化物，不包括磷鐵；其他無機化合物（包括蒸餾或導電水及類似純淨之水）；液態空氣（不論是否除去稀有氣體）；壓縮空氣；汞齊，貴金屬汞齊除外																
285300 (刪除)																
28530010 (刪除)																
28530020 (刪除)																
28530030 (刪除)																
28530040 (刪除)																

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
28530090 (刪除)															
285310 氯化氬(氣甲脒)															
28531000 氯化氬(氣甲脒)	4%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	6%												
285390 其他															
28539011 磷銅，含磷成分重量超過15%者	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
28539012 磷化鎳、磷砷化鎳、磷化鈷	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅												
28539019 其他不論是否符合化學定義之磷化物(不包括磷鐵)	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
28539020 液態空氣(不論是否除去稀有氣體)	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
28539030 砷化鎳	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅												
28539040 鋁砷化鎳	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅												
28539050 蒸餾或導電水及類似純淨之水	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	6%												
28539090 其他無機化合物：壓縮空氣；汞齊，貴金屬汞齊除外	4%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	6%												

第29章 有機化學產品

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
第1分章 烴(碳氫化合物)及其鹵化、磺化、硝化或亞硝化衍生物															
290383 滅蟻藥(ISO)															
29038300 滅蟻藥(ISO)	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%												
290393 五氯苯(ISO)															
29039300 五氯苯(ISO)	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%												
290394 六溴聯苯															
29039400 六溴聯苯	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%												
—全氟辛烷磺酸、其鹽類及全氟辛烷磺醯氟：															
290431 全氟辛烷磺酸															
29043100 全氟辛烷磺酸	3.4%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%												
290432 全氟辛烷磺酸銨															
29043200 全氟辛烷磺酸銨	3.4%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%												
290433 全氟辛烷磺酸鋰															

稅則號別及貨名	稅														率	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄		第3欄
29043300 全氟辛烷磺酸鋰	3.4%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%													
290434 全氟辛烷磺酸鉀																
29043400 全氟辛烷磺酸鉀	3.4%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%													
290435 其他全氟辛烷磺酸鹽																
29043500 其他全氟辛烷磺酸鹽	3.4%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%													
290436 全氟辛烷磺醯氟																
29043600 全氟辛烷磺醯氟	3.4%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%													
—其他：																
290490 (刪除)																
29049000 (刪除)																
290491 三氯硝基甲烷(氯化苦)																
29049100 三氯硝基甲烷(氯化苦)	3.4%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%													
290499 其他																
29049900 其他含磺化、硝化或亞硝化之 煙衍生物，不論鹵化與否	3.4%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%													

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
第2分章 醇及其鹵化、磺化、硝化或亞硝化衍生物																
第3分章 酚、酚醇及其鹵化、磺化、硝化或亞硝化衍生物																
第4分章 醚、過氧化醇、過氧化醚、過氧化酮、三員環之環氧化物、縮醛及半縮醛，其鹵化、磺化、硝化或亞硝化衍生物																
291050 安特靈 (ISO)																
29105000 安特靈 (ISO)	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%													
第5分章 醛官能化合物																
第6分章 酮官能化合物及醌官能化合物																
291462 輔酶素Q10 (泛癸利酮 (INN))																
29146200 輔酶素Q10 (泛癸利酮 (INN))	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%													
一鹵化、磺化、硝化或亞硝化衍生物：																
291470 (刪除)																
29147000 (刪除)																

稅則號別及貨名	稅												率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
291471 十氯酮 (ISO)	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
29147100 十氯酮 (ISO)															
291479 其他															
29147900 其他酮或醜之鹵化、磺化、硝 化或亞硝化衍生物	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
第7分章 羧酸及其酐、鹵化 物、過氧化物及過氧酸及其鹵 化、磺化、硝化或亞硝化衍 生物															
291817 2, 2-二苯基-2-羥基乙 酸 (二苯乙醇酸)															
29181700 2, 2-二苯基-2-羥基乙 酸 (二苯乙醇酸)	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
第8分章 非金屬無機酸之酯類 及其鹽類、及其鹵化、磺化、 硝化或亞硝化衍生物															
一亞磷酸酯及其鹽類；其鹵 化、磺化、硝化或亞硝化衍 生物：															
292021 亞磷酸二甲酯															
29202100 亞磷酸二甲酯	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												
292022 亞磷酸二乙酯															
29202200 亞磷酸二乙酯	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
292023 亞磷酸三甲酯															
29202300 亞磷酸三甲酯	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												
292024 亞磷酸三乙酯															
29202400 亞磷酸三乙酯	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												
292029 其他															
29202910 二苯異癸基亞磷酸酯	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
29202920 三苯基亞磷酸酯	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
29202930 三壬苯基亞磷酸酯	6.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	12.5%												
29202990 其他亞磷酸酯及其鹽類，及其 鹵化、磺化、硝化或亞硝化衍 生物	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												
292030 安殺番 ( I S O )															
29203000 安殺番 ( I S O )	4%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	6%												
29209041 (刪除)															

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
29209042 (刪除)															
29209043 (刪除)															
29209049 (刪除)															
第9分章 氮官能基化合物															
292112 2-(N,N-二甲基胺基) 氯乙烷鹽酸鹽															
29211200 2-(N,N-二甲基胺基) 氯乙烷鹽酸鹽	1%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	2.5%												
292113 2-(N,N-二乙基胺基) 氯乙烷鹽酸鹽															
29211300 2-(N,N-二乙基胺基) 氯乙烷鹽酸鹽	1%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	2.5%												
292114 2-(N,N-二異丙基胺基) 氯乙烷鹽酸鹽															
29211400 2-(N,N-二異丙基胺基) 氯乙烷鹽酸鹽	1%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	2.5%												
292213 (刪除)															
29221300 (刪除)															

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
292214 右旋普帕西芬 (INN) 及其鹽類															
29221400 右旋普帕西芬 (INN) 及其鹽類	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
292215 三乙醇胺															
29221500 三乙醇胺	4%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%												
292216 全氟辛烷磺酸二乙醇胺															
29221600 全氟辛烷磺酸二乙醇胺	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
292217 甲基二乙醇胺及乙基二乙醇胺															
29221700 甲基二乙醇胺及乙基二乙醇胺	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
292218 2-(N,N-二異丙基胺基)乙醇															
29221800 2-(N,N-二異丙基胺基)乙醇	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
29221900 (刪除)															
29221910 三乙醇胺之鹽類	4%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%												
29221990 其他胺醇(含氧官能基超過一種以上者除外), 其醚類及酯類; 其鹽類	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
292330 全氟辛烷磺酸四乙基銨															
29233000 全氟辛烷磺酸四乙基銨	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												
292340 全氟辛烷磺酸二癸基二甲基銨															
29234000 全氟辛烷磺酸二癸基二甲基銨	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												
292425 拉草 ( I S O )															
29242500 拉草 ( I S O )	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												
292640 $\alpha$ -苯基乙醯基乙脞															
29264000 $\alpha$ -苯基乙醯基乙脞	3.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
第10分章 有機無機化合物、 雜環化合物、核酸及其鹽類及 磺醯胺															
293050 (刪除)															
29305000 (刪除)															

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
293060 2-(N,N-二乙基氨基) 乙硫醇															
29306000 2-(N,N-二乙基氨基) 乙硫醇	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												
293070 雙(2-羥基乙基)硫醚(硫 二甘醇(INN))															
29307000 雙(2-羥基乙基)硫醚(硫 二甘醇(INN))	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												
293080 得滅克(ISO)、四氫丹(I SO)及達馬松(ISO)															
29308010 得滅克(ISO)	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												
29308020 四氫丹(ISO)及達馬松(I SO)	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
—其他有機磷衍生物:															
293131 甲磷酸二甲酯															
29313100 甲磷酸二甲酯	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
293132 丙磷酸二甲酯															
29313200 丙磷酸二甲酯	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
293133 乙磷酸二乙酯															
29313300 乙磷酸二乙酯	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
293134 3-(三羥基矽基)丙基甲膦 酸酯鈉鹽															
29313400 3-(三羥基矽基)丙基甲膦 酸酯鈉鹽	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
293135 2,4,6-三丙基-1,3 ,5,2,4,6-三氧三磷 雜環己烷2,4,6-三氧化 物															
29313500 2,4,6-三丙基-1,3 ,5,2,4,6-三氧三磷 雜環己烷2,4,6-三氧化 物	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
293136 甲膦酸甲基(5-乙基-2- 甲基-2-氧代-1,3,2- -二氧磷雜環己-5-基)甲 酯															
29313600 甲膦酸甲基(5-乙基-2- 甲基-2-氧代-1,3,2- -二氧磷雜環己-5-基)甲 酯	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
293137 甲膦酸雙[(5-乙基-2-甲 基-2-氧代-1,3,2- -二氧磷雜環己-5-基)甲基] 酯															
29313700 甲膦酸雙[(5-乙基-2-甲 基-2-氧代-1,3,2- -二氧磷雜環己-5-基)甲基] 酯	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
293138 甲膦酸及甲脒基脲(1:1) 鹽															
29313800 甲膦酸及甲脒基脲(1:1) 鹽	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
293139 其他															

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
29313900 其他有機磷衍生物	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
29319040 (刪除)															
293214 蔗糖素															
29321400 蔗糖素	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												
293392 谷速松 ( I S O )															
29339200 谷速松 ( I S O )	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												
293500 (刪除)															
29350000 (刪除)															
293510 N-甲基全氟辛烷磺醯胺															
29351000 N-甲基全氟辛烷磺醯胺	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
293520 N-乙基全氟辛烷磺醯胺															
29352000 N-乙基全氟辛烷磺醯胺	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
293530 N-乙基-N-(2-羥乙基)全氟辛烷磺醯胺	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%													
29353000 N-乙基-N-(2-羥乙基)全氟辛烷磺醯胺																
293540 N-(2-羥乙基)-N-甲基全氟辛烷磺醯胺	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%													
29354000 N-(2-羥乙基)-N-甲基全氟辛烷磺醯胺																
293550 其他全氟辛烷磺醯胺類	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%													
29355000 其他全氟辛烷磺醯胺類																
293590 其他	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%													
29359000 其他磺醯胺類																
第11分章 維生素原、維生素及內分泌素																
第12分章 天然或以合成方法再製之苷及生物鹼及其鹽類、醚類、酯類及其他衍生物																
2939 天然或以合成方法再製之生物鹼及其鹽類、醚類、酯類、及其他衍生物																

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
—其他，植物性來源：																
293971 古柯鹼、愛哥寧、左旋甲基安非他命、甲基安非他命（INN）、外消旋甲基安非他命；其鹽類、酯類及衍生物	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	2.5%													
29397100 古柯鹼、愛哥寧、左旋甲基安非他命、甲基安非他命（INN）、外消旋甲基安非他命；其鹽類、酯類及衍生物	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	2.5%													
293979 其他																
29397900 天然或以合成方法再製之其他植物鹼及其鹽類、醚類、酯類、及其他衍生物	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	2.5%													
293980 其他																
29398000 天然或以合成方法再製之其他生物鹼及其鹽類、醚類、酯類及其他衍生物	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	2.5%													
29399 (刪除)																
293991 (刪除)																
29399100 (刪除)																
293999 (刪除)																

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄													
29399910 (刪除)																
29399920 (刪除)																
29399930 (刪除)																
29399940 (刪除)																
29399990 (刪除)																
第13分章 其他有機化合物																

## 第30章 醫藥品

### 章註

三、 第3003、3004節及本章章註四（丁）項所稱混合及未混合產品如下：

（甲） 可視為未混合產品：

- （1） 未混合產品之溶於水中者；
- （2） 所有第28或29章之貨品；及
- （3） 第1302節之簡單植物萃取物，僅經標準化或溶於任何溶劑者；

（乙） 可視為混合產品：

- （1） 膠質溶液及懸浮液（膠質硫磺除外）；
- （2） 處理混合物材料所得之植物性萃取物；及
- （3） 蒸發天然礦泉所得之鹽類及濃縮物。

## 第30章 醫藥品

### 目註

一、 第300213及300214目所稱未混合及混合產品如下：

(甲) 可視為未混合產品，純物質產品，不論是否含有雜質；

(乙) 可視為混合產品：

(1) 上列(甲)項所述之產品溶於水或其他溶劑中；

(2) 上列(甲)及(乙)(1)項所述之各產品為保存或運輸上所必須而加入之安定劑者；及

(3) 上列(甲)、(乙)(1)及(乙)(2)項所述之各產品含有任何其他添加劑。

二、 第300360及300460目包括含有青蒿素(INN)結合其他藥用有效成分之口服藥劑，或含有任何下列主要有效成分，不論是否結合其他藥用有效成分之藥劑：氯酚喹(INN)；蒿醚林酸或其鹽類；青蒿醇(INN)；蒿乙醚(INN)；蒿甲醚(INN)；青蒿琥酯(INN)；氯奎寧(INN)；二氫青蒿素(INN)；苯芴醇(INN)；甲氟喹(INN)；喹啉(INN)；乙胺嘧啶(INN)；磺胺多辛(INN)。

第30章 醫藥品

稅則號別及貨名	稅																		率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
一抗毒血清，其他血液分離部分及免疫產品，不論是否經改質或以生物技術方法取得者：																			
300210 (刪除)																			
30021000 (刪除)																			
300211 瘧疾檢測劑組																			
30021100 瘧疾檢測劑組	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅																
300212 抗毒血清及其他血液分離部分																			
30021200 抗毒血清及其他血液分離部分	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅																
300213 免疫產品，未混合，不具有劑量或零售包裝式樣者																			
30021300 免疫產品，未混合，不具有劑量或零售包裝式樣者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅																
300214 免疫產品，已混合，不具有劑量或零售包裝式樣者																			
30021400 免疫產品，已混合，不具有劑量或零售包裝式樣者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅																
300215 免疫產品，具有劑量或零售包裝式樣者																			

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
30021500 免疫產品，具有劑量或零售包裝式樣者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
300219 其他																		
30021900 其他產品，不論是否經改質或以生物技術方法取得者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
300320 其他，含有抗生素者																		
30032000 其他醫藥製劑，含有抗生素者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	20%															
—其他，含有荷爾蒙或第2937節之其他產品：																		
300331 其他，含有胰島素者																		
30033100 其他醫藥製劑，含有胰島素者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
30033900 其他醫藥製劑，含有荷爾蒙或第2937節之其他產品	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	10%															
—其他，含有生物鹼或其衍生物：																		

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
300340 (刪除)																		
30034011 (刪除)																		
30034012 (刪除)																		
30034013 (刪除)																		
30034019 (刪除)																		
30034090 (刪除)																		
300341 含有麻黃鹼或其鹽類																		
30034100 其他醫藥製劑，含有麻黃鹼或其鹽類者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	12.5%															
300342 含有假麻黃鹼 (INN) 或其鹽類																		
30034200 其他醫藥製劑，含有假麻黃鹼 (INN) 或其鹽類者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	12.5%															
300343 含有新麻黃鹼或其鹽類																		

稅則號別及貨名	稅率																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
30034300 其他醫藥製劑，含有新麻黃鹼或其鹽類者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	12.5%															
300349 其他																		
30034900 其他醫藥製劑，含有生物鹼或其衍生物者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	12.5%															
300360 其他，含有本章目註二所述之抗癩疾主要有效成分																		
30036000 其他醫藥製劑，含有本章目註二所述之抗癩疾主要有效成分者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	10%															
30039071 中藥酒劑	20%	免稅 (PA, NI, N Z, SG) 4% (GT) 6.6% (SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, NI, N Z, SG) 2.6% (GT) 5.3% (SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, NI, N Z, SG) 1.3% (GT) 4% (SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, GT, N I, NZ, SG) 2.6% (SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, GT, N I, NZ, SG) 1.3% (SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	50%
300420 其他，含有抗生素者																		
30042000 其他醫藥製劑，含有抗生素者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	20%															
—其他，含有荷爾蒙或第2937節之其他產品：																		

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
30043100 其他醫藥製劑，含有胰島素者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	免稅															
30043200 其他醫藥製劑，含有腎上腺皮質類固醇荷爾蒙及其衍生物或結構式類似者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	10%															
30043900 其他醫藥製劑，含有荷爾蒙或第2937節之其他產品	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	10%															
—其他，含有生物鹼或其衍生物：																		
300440 (刪除)																		
30044011 (刪除)																		
30044012 (刪除)																		
30044013 (刪除)																		
30044019 (刪除)																		
30044091 (刪除)																		

稅則號別及貨名	稅																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
30044099 (刪除)																		
300441 含有麻黃鹼或其鹽類																		
30044100 其他醫藥製劑，含有麻黃鹼或其鹽類者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	12.5%															
300442 含有假麻黃鹼(I NN)或其鹽類																		
30044200 其他醫藥製劑，含有假麻黃鹼(I NN)或其鹽類者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	12.5%															
300443 含有新麻黃鹼或其鹽類																		
30044300 其他醫藥製劑，含有新麻黃鹼或其鹽類者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	12.5%															
300449 其他																		
30044900 其他醫藥製劑，含有生物鹼或其衍生物者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	12.5%															
300450 其他，含有維他命或第2936節之其他產品																		
30045000 其他醫藥製劑，含有維他命或第2936節之其他產品	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	20%															
300460 其他，含有本章目註二所述之抗瘧疾主要有效成分																		

稅則號別及貨名	稅率																	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
30046000 其他醫藥製劑，含有本章目註二所述之抗瘧疾主要有效成分者	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	10%															
30049061 中藥酒劑	20%	免稅 (PA, NI, N Z, SG) 4% (GT) 6.6% (SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, NI, N Z, SG) 2.6% (GT) 5.3% (SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, NI, N Z, SG) 1.3% (GT) 4% (SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, GT, N I, NZ, SG) 2.6% (SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, GT, N I, NZ, SG) 1.3% (SV, HN)	50%	20%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	50%

第 3 1 章 肥料

稅 則 號 別 及 貨 名	稅 率														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
一 過磷酸鹽：															
310310 (刪除)															
31031000 (刪除)															
310311 含有以重量計大於或等於3 5%之五氧化二磷 (P2O5)															
31031100 含有以重量計大於或等於3 5%之五氧化二磷 (P2O5) 者	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
310319 其他															
31031900 其他過磷酸鹽	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												

第37章 感光或電影用品

稅則號別及貨名	稅 率														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
370510 (刪除)															
37051000 (刪除)															
370590 (刪除)															
37059011 (刪除)															
37059019 (刪除)															
37059090 (刪除)															
370500 已曝光及已顯影之照相版及軟片，電影軟片除外															
37050000 已曝光及已顯影之照相版及軟片，電影軟片除外	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%												

## 第38章 雜項化學產品

### 目註

- 一、 第380852及380859目僅涵蓋第3808節貨品，含有一種或多種以下物質：拉草（ISO）；得滅克（ISO）；阿特靈（ISO）；谷速松（ISO）；樂殺蟎；毒殺芬（ISO）（氯化苧烯）；四氣丹（ISO）；氣丹（ISO）；克死蟎（ISO）；克氣苯（ISO）；滴滴涕（ISO）（DDT（INN），1,1,1-三氯-2,2-雙-（對氣苯）乙烷）；地特靈（ISO，INN）；4,6-二硝基鄰甲酚（DNOC（ISO））或其鹽類；達諾殺（ISO）、其鹽類及其酯類；安殺番（ISO）；二溴乙烯（1,2-二溴乙烷）（ISO）；二氯乙烯（1,2-二氯乙烷）（ISO）；氟乙醯氨（ISO）；飛佈達（ISO）；六氣苯（ISO）；1,2,3,4,5,6-六氣環己烷（HCH（ISO）），包括靈丹（ISO, INN）；汞化合物；達馬松（ISO）；亞素靈（ISO）；環氧乙烷（氧化乙烯）；巴拉松（ISO）；巴拉松-甲基（ISO）（甲基-巴拉松）；五溴二苯醚及八溴二苯醚；五氣苯酚（ISO）、其鹽類及其酯類；全氟辛烷磺酸及其鹽類；全氟辛烷磺醯胺類；全氟辛烷磺醯氟；福賜米松（ISO）；2,4,5-T（ISO）（2,4,5-三氣苯氧乙酸）、其鹽類及其酯類；三丁基錫化合物。
- 第380859目亦包括含有免賴得（ISO）、加保扶（ISO）、得恩地（ISO）三者混合的粉劑配方。

目註

- 二、 第380861至380869目僅涵蓋第3808節貨品，含有：亞滅寧 (ISO)、免敵克 (ISO)、畢芬寧 (ISO)、克凡派 (ISO)、賽扶寧 (ISO)、第滅寧 (INN, ISO)、依芬寧 (INN)、撲滅松 (ISO)、賽洛寧 (ISO)、馬拉松 (ISO)、亞特松 (ISO) 或安丹 (ISO)。
- 三、 第382481至382488目僅涵蓋含有一種或多種以下物質之混合物及調製品：環氧乙烷 (氧化乙烯)、多溴聯苯 (PBBs)、多氯聯苯 (PCBs)、多氯三聯苯 (PCTs)、三 (2,3-二溴丙基) 磷酸鹽 (ISO)、阿特靈 (ISO)、毒殺芬 (ISO) (氯化苳烯)、氯丹 (ISO)、十氯酮 (ISO)、滴滴涕 (ISO) (DDT (INN), 1,1,1-三氯-2,2-雙-(對氯苯)乙烷)、地特靈 (ISO, INN)、安殺番 (ISO)、安特靈 (ISO)、飛佈達 (ISO)、滅蟻樂 (ISO)、1,2,3,4,5,6-六氯環己烷 (HCH (ISO))，包括靈丹 (ISO, INN)、五氯苯 (ISO)、六氯苯 (ISO)、全氟辛烷磺酸及其鹽類、全氟辛烷磺醯胺類、全氟辛烷磺醯氟或四溴二苯醚，五溴二苯醚，六溴二苯醚，七溴二苯醚或八溴二苯醚。
- 四、 第382541及382549目所稱之「廢有機溶劑」係指主要含有機溶劑之廢棄物，不適合再做原產品使用，不論是否供回收溶劑者。

第38章 雜項化學產品

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
—本章目註一所列特定物質：															
380850 (刪除)															
38085000 (刪除)															
380852 滴滴涕 ( I S O ) ( D D T ( I N N ) ) , 淨重不超過 3 0 0 公克之包裝															
38085200 滴滴涕 ( I S O ) ( D D T ( I N N ) ) , 淨重不超過 3 0 0 公克之包裝	3%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
380859 其他															
38085910 其他本章目註一所列特定物質之原體	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	2.5%												
38085920 其他本章目註一所列特定物質之成品	3.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%												
—本章目註二所列特定物質：															
380861 淨重不超過 3 0 0 公克之包裝															

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
38086100 淨重不超過300公克之包裝	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
380862 淨重超過300公克但不超過 7.5公斤之包裝															
38086200 淨重超過300公克但不超過 7.5公斤之包裝	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
380869 其他															
38086910 其他本章目註二所列特定物質 之原體	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	2.5%												
38086920 其他本章目註二所列特定物質 之成品	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
一橡膠或塑膠用抗氧化劑及 其他複合安定劑：															
381230 (刪除)															
38123010 (刪除)															
38123020 (刪除)															
381231 2, 2, 4-三甲基-1, 2- 二氫喹啉(TM <sub>2</sub> Q)寡聚物之 混合物															
38123100 2, 2, 4-三甲基-1, 2- 二氫喹啉(TM <sub>2</sub> Q)寡聚物之 混合物	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	15%												

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
381239 其他															
38123910 橡膠或塑膠用抗氧化劑	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	15%												
38123920 橡膠或塑膠用其他複合安定劑	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	7.5%												
—本章目註三所列特定物質：															
382482 含多氯聯苯(P C B s)、多 氯三聯苯(P C T s)或多溴 聯苯(P B B s)															
38248210 含多氯聯苯(P C B s)、多 氯三聯苯(P C T s)或多溴 聯苯(P B B s)非屬礦物油 之電容器油	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
38248290 其他含多氯聯苯(P C B s)、多氯三聯苯(P C T s)或多溴聯苯(P B B s) 之混合物及製品	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
382484 含阿特靈(I S O)，毒殺芬 (I S O)(氯化苧烯)，氯 丹(I S O)，十氯酮(I S O)，滴滴涕(I S O)(D D T(I N N)，1，1，1 -三氯-2，2-雙-(對氯 苯)乙烷)，地特靈(I S O)，INN)，安殺番(I S O)，安特靈(I S O)，飛 佈達(I S O)或滅蟻樂(I S O)															
38248400 含阿特靈(I S O)，毒殺芬 (I S O)(氯化苧烯)，氯 丹(I S O)，十氯酮(I S O)，滴滴涕(I S O)(D D T(I N N)，1，1，1 -三氯-2，2-雙-(對氯 苯)乙烷)，地特靈(I S O)，INN)，安殺番(I S O)，安特靈(I S O)，飛 佈達(I S O)或滅蟻樂(I S O)之混合物及製品	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ) 1% (SG)	5%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, CN , NZ, SG)	5%									

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
382485 含1,2,3,4,5,6-六氣環己烷(HCH(ISO)),包括靈丹(ISO,INN)																
38248500 含1,2,3,4,5,6-六氣環己烷(HCH(ISO)),包括靈丹(ISO,INN)之混合物及製品	5%	免稅 (PA,GT,NI,SV,HN,CN,NZ) 1% (SG)	5%	5%	免稅 (PA,GT,NI,SV,HN,CN,NZ,SG)	5%										
382486 含五氣苯(ISO)或六氣苯(ISO)																
38248600 含五氣苯(ISO)或六氣苯(ISO)之混合物及製品	5%	免稅 (PA,GT,NI,SV,HN,CN,NZ) 1% (SG)	5%	5%	免稅 (PA,GT,NI,SV,HN,CN,NZ,SG)	5%										
382487 含全氟辛烷磺酸,及其鹽類、全氟辛烷磺醯胺或全氟辛烷磺醯氟																
38248700 含全氟辛烷磺酸,及其鹽類、全氟辛烷磺醯胺或全氟辛烷磺醯氟之混合物及製品	5%	免稅 (PA,GT,NI,SV,HN,CN,NZ) 1% (SG)	5%	5%	免稅 (PA,GT,NI,SV,HN,CN,NZ,SG)	5%										
382488 含四溴二苯醚、五溴二苯醚、六溴二苯醚、七溴二苯醚或八溴二苯醚																
38248800 含四溴二苯醚、五溴二苯醚、六溴二苯醚、七溴二苯醚或八溴二苯醚之混合物及製品	5%	免稅 (PA,GT,NI,SV,HN,CN,NZ) 1% (SG)	5%	5%	免稅 (PA,GT,NI,SV,HN,CN,NZ,SG)	5%										
382490 (刪除)																
38249011 (刪除)																
38249012 (刪除)																

稅則號別及貨名	稅														率	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄		第3欄									
38249013 (刪除)																
38249014 (刪除)																
38249015 (刪除)																
38249016 (刪除)																
38249021 (刪除)																
38249022 (刪除)																
38249023 (刪除)																
38249024 (刪除)																
38249025 (刪除)																
38249026 (刪除)																
38249031 (刪除)																
38249033 (刪除)																

稅則號別及貨名	稅															率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起					
	第1欄	第2欄	第3欄															
38249037 (刪除)																		
38249038 (刪除)																		
38249041 (刪除)																		
38249042 (刪除)																		
38249043 (刪除)																		
38249046 (刪除)																		
38249051 (刪除)																		
38249052 (刪除)																		
38249053 (刪除)																		
38249060 (刪除)																		
38249070 (刪除)																		
38249080 (刪除)																		

第38章 雜項化學產品

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
38249091 (刪除)															
38249092 (刪除)															
38249093 (刪除)															
38249099 (刪除)															
—其他：															
382491 主要含有甲磷酸甲基(5-乙基-2-甲基-2-氧代-1,3,2-二氧磷雜環己-5-基)甲酯及甲磷酸雙[(5-乙基-2-甲基-2-氧代-1,3,2-二氧磷雜環己-5-基)甲基]酯之混合物及製品															
38249100 主要含有甲磷酸甲基(5-乙基-2-甲基-2-氧代-1,3,2-二氧磷雜環己-5-基)甲酯及甲磷酸雙[(5-乙基-2-甲基-2-氧代-1,3,2-二氧磷雜環己-5-基)甲基]酯之混合物及製品	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ) 1% (SG)	5%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ, SG)	5%									
382499 其他															
38249911 氧化鎂或鹼及鹼土金屬之鹵化物之培養晶體(屬於光學者除外)其重量在2.5公克以上者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%												

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
38249912 雜醇油	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
38249913 C 4 - C 9 醇類混合物	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	2.5%												
38249914 含起始劑之二乙二醇雙丙稀碳酸酯	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	2.5%												
38249915 含雙羥乙氧羰苯磺酸鈉之乙二醇溶液	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
38249916 氫氣液	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅												
38249921 已耗用之氧化物	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	2.5%												
38249922 鈦酸鋇糊	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	2.5%												
38249923 非屬礦物油之電容器油	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
38249924 膠點帶	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
38249925 浮選劑	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												
38249926 氧氣呼吸器用清淨劑	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
38249931 脫墨劑	3.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%												

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
38249932 電極糊	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%													
38249933 石棉熱浸塗料	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	10%													
38249934 燒窯示溫器(例如賽格圓椎體)	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%													
38249941 修正液	3%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%													
38249942 二聚脂肪酸、三聚脂肪酸	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%													
38249943 複寫用膏	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%													
38249944 離子交換劑	3.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	7.5%													
38249951 飼料添加物(不含藥物成分者)	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	2.5%													
38249952 非屬第31章之化學肥料	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	4%													
38249953 經調配之植物生長介質	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	4%													
38249960 聚多元醇混合物，寡聚物	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%													
38249970 鐵氧體磁心材料	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%													

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
38249980 化妝用品，未加香料非供立即使用者	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	12.5%													
38249991 膨脹破裂劑	3.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%													
38249992 環烷酸及其不溶於水之鹽類及酯類之混合物及製品	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%													
38249999 其他化學或相關工業之未列名化學品及化學製品（包括天然產品混合物）	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ) 1% (SG)	5%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ, SG)	5%										

## 第39章 塑膠及其製品

### 章註

二、 本章不包括下列各項：

- (甲) 第2710或3403節之潤滑油調製品；
- (乙) 第2712或3404節之蠟；
- (丙) 符合化學上個別定義之有機化合物（第29章）；
- (丁) 肝素（第3001節）；
- (戊) 第3901至3913節所指之任何產品溶於揮發性有機溶劑所形成之溶液（膠棉除外），且溶劑重量超過該溶液重量之50%者（第3208節）；第3212節之燙印箔；
- (己) 第3402節之有機界面活性劑或其製品；
- (庚) 流質膠或酯化膠（第3806節）；
- (辛) 礦物油（包括汽油）或與礦物油相同用途之其他液體用之製成添加劑（第3811節）；
- (壬) 以聚乙二元醇、矽樹脂或第39章之其他聚合物為基料之液壓性流體製品（第3819節）；
- (癸) 供診斷或實驗用之塑膠底襯試劑（第3822節）；
- (子) 符合第40章定義之合成橡膠或成品；
- (丑) 鞍具或輓具（第4201節）或第4202節之行李箱、皮箱、手提包或其他容器；
- (寅) 第46章之編條、柳條製品或其他物品；

章註

- (卯) 第4814節之牆壁覆蓋物；
- (辰) 第11類之物品（紡織品及紡織製品）；
- (巳) 第12類之物品（例如靴鞋、帽類、雨傘、陽傘、手杖、鞭子、馬鞭或其零件）；
- (午) 第7117節之仿首飾；
- (未) 第16類之物品（機器及機械或電器用具）；
- (申) 第17類之車輛或航空器之零件；
- (酉) 第90章之物品（例如光學元件、眼鏡架、繪圖儀器）；
- (戌) 第91章之物品（例如鐘或錶殼）；
- (亥) 第92章之物品（例如樂器或其零件）；
- (天) 第94章之物品（例如家具、燈及燈配件，照明告示、預鑄建築物）；
- (地) 第95章之物品（例如玩具、遊戲品及運動器材）；或
- (玄) 第96章之雜項製品（例如刷子、鈕扣、拉鍊、梳子、煙斗之嘴或柄、紙煙嘴或類似品、保溫器零件或類似品，鋼筆、自動鉛筆、單腳架、雙腳架、三腳架及其類似物品）。

目註

一、 本章任何一個號內，聚合物（包括共聚合物）及經化學改質之聚合物按下列規定分類：

（甲） 在相同系列中有「其他」之目時：

- （1） 聚合物目內其名稱字首為「聚」（例如聚乙烯及聚醯胺—6，6）者，係指組成該名稱聚合物之一種或多種單體單元總重量必須達全部聚合物含量之95%或以上者。
- （2） 第390130、390140、390320、390330及390430目所稱共聚合物，係指共單體單元達全部聚合物含量之95%或以上者。
- （3） 經化學改質之聚合物，如其未明確被歸入另外一個目時，則應歸入於稱為「其他」之目內。
- （4） 不符合上列第（1）（2）或（3）項之聚合物，則在系列中所餘之目內，歸入聚合物中重量比其他任一共單體單元要大之單體單元之聚合物所屬之目內。為此，聚合物之構成單體單元屬於相同目者應合併比較重量。進行比較之構成共單體單元，以屬同目內之系列聚合物者為限。

（乙） 相同系列中無「其他」目時：

- （1） 聚合物應歸類於聚合物中重量比其他任一單一共單體單元大之單體單元之聚合物所屬之目。為此，相同目內構成聚合物之單體單元應合併比較重量。進行比較之構成共單體單元以屬同目內之系列聚合物者為限。
- （2） 經化學改質之聚合物應歸入未改質聚合物適用之目。  
聚摻合物歸類係比照相同比例之相同單體單元構成之聚合物所屬之目號。

第39章 塑膠及其製品

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
第1分章 初級狀態															
390140 比重小於0.94之乙烯-α- 烯烴共聚合物															
39014000 比重小於0.94之乙烯-α- 烯烴共聚合物，初級狀態	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
—聚對苯二甲酸乙烯酯：															
390760 (刪除)															
39076000 (刪除)															
390761 黏度值等於或高於78ml/ g															
39076100 黏度值等於或高於78ml/ g之聚對苯二甲酸乙烯酯，初 級狀態	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	2.5%												
390769 其他															
39076900 其他聚對苯二甲酸乙烯酯，初 級狀態	2.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	2.5%												
—其他胺基樹脂：															
390930 (刪除)															
39093010 (刪除)															

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
39093090 (刪除)															
390931 聚(亞甲基苯基異氰酸酯)(粗MDI, 聚合MDI)															
39093110 聚(亞甲基苯基異氰酸酯)(平均單體數小於4之聚合物), 初級狀態	1.2%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ) 1% (SG)	5%	1.2%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ, SG)	5%									
39093190 其他聚(亞甲基苯基異氰酸酯), 初級狀態	1.2%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	1.2%												
390939 其他															
39093900 其他胺基樹脂, 初級狀態	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ, SG)	5%												
第2分章 廢料、剝屑及碎片； 半製品；製品															

第40章 橡膠及其製品

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄												
40116 (刪除)															
401161 (刪除)															
40116100 (刪除)															
401162 (刪除)															
40116200 (刪除)															
401163 (刪除)															
40116300 (刪除)															
401169 (刪除)															
40116900 (刪除)															
401170 供農業或森林車及機械之用者															

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
40117010 具有「鱗骨」或類似面紋，供農業或森林車及機械之用者	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	12.5%												
40117090 其他新橡膠氣胎，供農業或森林車及機械之用者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
401180 供建築、礦業或工業操作車及機械之用															
40118010 具有「鱗骨」或類似面紋者，供建築、礦業或工業操作車及機械之用，且輪圈大小不超過6.1公分者	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	12.5%												
40118090 其他新橡膠氣胎，供建築、礦業或工業操作車及機械之用	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG) 2% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	12.5%									
40119 (刪除)															
401190 其他															
40119000 其他新橡膠氣胎	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG) 2% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	12.5%									
401192 (刪除)															
40119200 (刪除)															
401193 (刪除)															
40119300 (刪除)															

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄													
401194 (刪除)																
40119400 (刪除)																
401199 (刪除)																
40119900 (刪除)																

#### 第44章 木及木製品；木炭

##### 章註

一、 本章不包括下列各項：

- (甲) 主要供作香料、製藥、殺蟲、殺菌等或類似用途之碎木片、木刨花、木粉等（第1211節）；
- (乙) 竹及以編結為主要用途之其他具木質特性之材料，未加工的，不論是否縱劈、縱鋸截成一定長度者均包括在內（第1401節）；
- (丙) 主要供作染料或鞣料用之碎木、木刨花、木粉等（第1404節）；
- (丁) 活性碳（第3802節）；
- (戊) 第4202節之物品；
- (己) 第46章之物品；
- (庚) 第64章之靴、鞋或其配件；
- (辛) 第66章之貨品（例如傘、手杖及其配件）；
- (壬) 第6808節之貨品；
- (癸) 第7117節之仿首飾；
- (子) 第16或17類之貨品（例如機器之零件、箱子、蓋子，貯藏機器、儀器、或修理車輛用具之櫥）；
- (丑) 第18類之貨品（例如鐘外殼及樂器及其零件）；
- (寅) 武器之配件（第9305節）；
- (卯) 第94章之物品（例如家具、燈及燈配件、預鑄房屋）；
- (辰) 第95章之物品（例如玩具、遊戲品及運動用具）；
- (巳) 第96章之物品（例如煙斗及其零件、鈕扣、鉛筆、單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品）但第9603節內木製品之本體及柄除外；或
- (午) 第97章之物品（例如藝術品）。

第 4 4 章 木及木製品；木炭

目註

二、 (刪除)

第44章 木及木製品；木炭

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
— 薪材，呈圓木段、木塊、木枝、木束或類似形狀者：															
440110 (刪除)															
44011000 (刪除)															
440111 針葉樹類															
44011100 針葉樹類薪材，呈圓木段、木塊、木枝、木束或類似形狀者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440112 非針葉樹類															
44011200 非針葉樹類薪材，呈圓木段、木塊、木枝、木束或類似形狀者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
— 鋸屑、廢材(料)及殘屑材，壓縮成棍、塊、球或類似形狀者：															
44013900 其他鋸屑、廢材(料)及殘屑材，壓縮成棍、塊、球或類似形狀者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440140 鋸屑、廢材(料)及殘屑材，未壓縮者															
44014000 鋸屑、廢材(料)及殘屑材，未壓縮者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
一經油漆、染色劑、木焦油或其他防腐劑處理者：  440310 (刪除)  44031000 (刪除)  440311 針葉樹類  44031100 針葉樹類原木，不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材，經油漆、染色劑、木焦油或其他防腐劑處理者  440312 非針葉樹類  44031200 非針葉樹類原木，不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材，經油漆、染色劑、木焦油或其他防腐劑處理者  一其他，針葉樹類：  440320 (刪除)  44032010 (刪除)  44032090 (刪除)  440321 松類（松屬），任一橫斷面尺寸在15公分或以上者  44032100 松類原木，任一橫斷面尺寸在15公分或以上者，不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅													
	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅													
	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅													

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
440322 其他松類（松屬）															
44032200 其他松類原木，不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440323 杉類（杉屬）及雲杉類（雲杉屬），任一橫斷面尺寸在15公分或以上者															
44032300 杉類及雲杉類原木，任一橫斷面尺寸在15公分或以上者，不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440324 其他杉類（杉屬）及雲杉類（雲杉屬）															
44032400 其他杉類及雲杉類原木，不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440325 其他，任一橫斷面尺寸在15公分或以上者															
44032500 其他針葉樹類原木，任一橫斷面尺寸在15公分或以上者，不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440326 其他															
44032600 其他針葉樹類原木，不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
—其他，熱帶樹類：															
44034900 其他熱帶樹類原木，不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440391 橡木類（櫟屬）															
44039100 橡木類原木，不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
440392 (刪除)															
44039200 (刪除)															
440393 山毛櫸類(山毛櫸屬),任一橫斷面尺寸在15公分或以上者															
44039300 山毛櫸類原木,任一橫斷面尺寸在15公分或以上者,不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440394 其他山毛櫸類(山毛櫸屬)															
44039400 其他山毛櫸類原木,不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440395 樺木類(樺木屬),任一橫斷面尺寸在15公分或以上者															
44039500 樺木類原木,任一橫斷面尺寸在15公分或以上者,不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440396 其他樺木類(樺木屬)															
44039600 其他樺木類原木,不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440397 楊樹類及白楊樹類(楊屬)															
44039700 楊樹類及白楊樹類原木,不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440398 桉樹類(桉屬)															
44039800 桉樹類原木,不論是否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
44039900 其他非針葉樹類原木，不論是 否去皮、去邊材或粗鋸角材	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅													
44039911 (刪除)																
44039912 (刪除)																
44039919 (刪除)																
44039990 (刪除)																
— 未經浸漬處理者：																
440610 (刪除)																
44061000 (刪除)																
440611 針葉樹類																
44061100 未經浸漬處理之針葉樹類鐵道 或電車道枕木	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅													
440612 非針葉樹類																
44061200 未經浸漬處理之非針葉樹類鐵 道或電車道枕木	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅													
— 其他：																
440690 (刪除)																
44069000 (刪除)																

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
440691 針葉樹類															
44069100 其他針葉樹類鐵道或電車道枕木	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440692 非針葉樹類															
44069200 其他非針葉樹類鐵道或電車道枕木	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
—針葉樹類：															
440710 (刪除)															
44071010 (刪除)															
44071090 (刪除)															
440711 松類(松屬)															
44071100 松類木材，經縱鋸或縱削、平切或旋切，不論是否經刨平、砂磨或端接，其厚度超過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440712 杉類(杉屬)及雲杉類(雲杉屬)															
44071200 杉類及雲杉類木材，經縱鋸或縱削、平切或旋切，不論是否經刨平、砂磨或端接，其厚度超過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												
440719 其他															
44071900 其他針葉樹類木材，經縱鋸或縱削、平切或旋切，不論是否經刨平、砂磨或端接，其厚度超過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅												

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
一熱帶樹類：																
44072900 其他熱帶樹類，經縱鋸或縱 削、平切或旋切，不論是否經 刨平、砂磨或端接，其厚度超 過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅													
440791 橡木類（櫟屬）																
44079100 橡木類木材，經縱鋸或縱削、 平切或旋切，不論是否經刨 平、砂磨或端接，其厚度超過 6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅													
440792 山毛櫸類（山毛櫸屬）																
44079200 山毛櫸類木材，經縱鋸或縱 削、平切或旋切，不論是否經 刨平、砂磨或端接，其厚度超 過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅													
440793 槭木類（槭屬）																
44079300 槭木類木材，經縱鋸或縱削、 平切或旋切，不論是否經刨 平、砂磨或端接，其厚度超過 6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅													
440794 櫻桃木類（李屬）																
44079400 櫻桃木類木材，經縱鋸或縱 削、平切或旋切，不論是否經 刨平、砂磨或端接，其厚度超 過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅													
440795 栲木類（栲木屬）																
44079500 栲木類木材，經縱鋸或縱削、 平切或旋切，不論是否經刨 平、砂磨或端接，其厚度超過 6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	免稅													
440796 樺木類（樺木屬）																

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
44079600 樺木類木材，經縱鋸或縱削、平切或旋切，不論是否經刨平、砂磨或端接，其厚度超過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅													
440797 楊樹類及白楊樹類（楊屬）																
44079700 楊樹類及白楊樹類木材，經縱鋸或縱削、平切或旋切，不論是否經刨平、砂磨或端接，其厚度超過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅													
44079900 其他非針葉樹類木材，經縱鋸或縱削、平切或旋切，不論是否經刨平、砂磨或端接，其厚度超過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅													
44079911 (刪除)																
44079912 (刪除)																
44079919 (刪除)																
44079990 (刪除)																
44081000 針葉樹類之供飾面用、合板用或類似積層材用單板，及其他經縱鋸、平切或旋切之木材，不論是否經刨平、砂磨、拼接或端接，其厚度不超過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	10%													

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
44081021 (刪除)															
44081022 (刪除)															
44081090 (刪除)															
一熱帶樹類：															
44083100 暗紅柳桉、淺紅柳桉及巴考柳桉之供飾面用、合板用或類似積層材用單板，及其他經縱鋸、平切或旋切之木材，不論是否經刨平、砂磨、拼接或端接，其厚度不超過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	10%												
44083121 (刪除)															
44083122 (刪除)															
44083190 (刪除)															
44083910 其他熱帶樹類之供飾面用單板，由平切兩外層非均由針葉樹木材製成之第4412節所屬產品取得者	8.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	20%												

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
44083990 其他熱帶樹類之供飾面用、合板用或類似積層材用單板，及其他經縱鋸、平切或旋切之木材，不論是否經刨平、砂磨、拼接或端接，其厚度不超過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	10%													
44083921 (刪除)																
44083922 (刪除)																
44089010 其他供飾面用單板，由平切兩外層非均由針葉樹木材製成之第4412節所屬產品取得者	8.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	20%													
44089090 其他供飾面用、合板用或類似積層材用單板，及其他經縱鋸、平切或旋切之木材，不論是否經刨平、砂磨、拼接或端接，其厚度不超過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	10%													
44089021 (刪除)																
44089022 (刪除)																
440922 熱帶樹類																
44092200 熱帶樹類木材(包括用於拼花地板但未裝配之木條及飾條)，沿著任何材邊、端或材面作連續型鉋或類似加工(已製舌榫、槽榫、嵌槽口、去角、製V型接口、製連珠、成型、製圓邊或類似加工)，不論是否經刨平、砂磨或端接	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	免稅													

稅則號別及貨名	稅															率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起					
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄			
441231 至少有一外層由熱帶樹類製成者																		
44123110 其他素面合板（未含有竹製單板者），至少有一外層由熱帶樹類製成，每層厚度不超過6公厘者	8.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	20%															
44123120 其他加工合板（未含有竹製單板者），至少有一外層由熱帶樹類製成，每層厚度不超過6公厘者	12.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG) 2.5% (SG)	25%	12.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	25%												
441232 (刪除)																		
44123210 (刪除)																		
44123220 (刪除)																		
441233 其他，至少有一外層屬檜木類（檜木屬）、栲木類（栲木屬）、山毛櫸類（山毛櫸屬）、樺木類（樺木屬）、櫻桃木類（李屬）、栗木類（栗屬）、榆木類（榆屬）、桉樹類（桉屬）、山核桃類（山核桃屬）、七葉樹類（七葉樹屬）、椴木類（椴屬）、槭木類（槭屬）、橡木類（櫟屬）、懸鈴木類（懸鈴木屬）、楊樹類及白楊樹類（楊屬）、刺槐類（刺槐屬）、鵝掌楸類（鵝掌楸屬）或胡桃木類（胡桃屬）等非針葉樹類製成者																		

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
44123310 其他素面合板（未含有竹製單板者），至少有一外層屬榿木類、栲木類、山毛櫸類、樺木類、櫻桃木類、栗木類、榆木類、桉樹類、山核桃類、七葉樹類、椴木類、槭木類、橡木類、懸鈴木類、楊樹類及白楊樹類、刺槐類、鵝掌楸類或胡桃木類等非針葉樹類製成，每層厚度不超過6公厘者	8.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	20%												
44123320 其他加工合板（未含有竹製單板者），至少有一外層屬榿木類、栲木類、山毛櫸類、樺木類、櫻桃木類、栗木類、榆木類、桉樹類、山核桃類、七葉樹類、椴木類、槭木類、橡木類、懸鈴木類、楊樹類及白楊樹類、刺槐類、鵝掌楸類或胡桃木類等非針葉樹類製成，每層厚度不超過6公厘者	12.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.5% (SG)	25%	12.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	25%									
441234 其他，至少有一外層非屬第441233目所述之非針葉樹類製成者															
44123410 其他素面合板（未含有竹製單板者），至少有一外層非屬第441233目所述之非針葉樹類製成，每層厚度不超過6公厘者	8.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	20%												
44123420 其他加工合板（未含有竹製單板者），至少有一外層非屬第441233目所述之非針葉樹類製成，每層厚度不超過6公厘者	12.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.5% (SG)	25%	12.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	25%									
441239 其他，兩外層均由針葉樹類製成者															

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
44123910 其他兩外層均由針葉樹類製成之素面合板(未含有竹製單板者),每層厚度不超過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	10%													
44123920 其他兩外層均由針葉樹類製成之加工合板(未含有竹製單板者),每層厚度不超過6公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	15%													
4418 建築用木工製品及木作成品,包括鑲空格子木板、已組成之地板、木瓦及屋頂板																
441871 (刪除)																
44187100 (刪除)																
441872 (刪除)																
44187200 (刪除)																
441873 竹製或至少頂層(耐磨層)為竹製者																
44187300 已組成地板,竹製或至少頂層(耐磨層)為竹製者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%													
441874 其他,馬賽克地板																
44187400 其他,已組成之木製馬賽克地板	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%													
441875 其他,多層地板																
44187500 其他,已組成之木製多層地板	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%													

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
—其他：																
441890 (刪除)																
44189010 (刪除)																
44189090 (刪除)																
441891 竹製																
44189100 其他建築用竹工製品及竹作成品	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%													
441899 其他																
44189900 其他建築用木工製品及木作成品	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%													
4419 木製餐具及廚具																
441900 (刪除)																
44190000 (刪除)																
—竹製：																
441911 麵包切板、砧板及類似板																
44191100 竹製麵包切板、砧板及類似板	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%													
441912 筷子																

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
44191200 竹製筷子	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%													
441919 其他																
44191900 其他竹製餐具及廚具	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%													
441990 其他																
44199000 其他木製餐具及廚具	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%													
—其他：																
442190 (刪除)																
44219010 (刪除)																
44219020 (刪除)																
44219030 (刪除)																
44219040 (刪除)																
44219050 (刪除)																
44219060 (刪除)																
44219090 (刪除)																

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
442191 竹製																
44219100 其他竹製品	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%													
442199 其他																
44219900 其他木製品	免稅	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%													

#### 第48章 紙及紙板；紙漿、紙或紙板之製品

##### 章註

- 四、 本章所稱「印報紙」係指用於印製報紙（新聞紙）之未塗佈紙，其含機械法或化學機械法產生之木質紙纖維重量不少於全部纖維量之50%，未上膠或少量上膠，紙面每一面之帕克印刷凸度（1MPa）粗糙度超過2.5微米（ $\mu\text{m}$ ），而每平方公尺之基重在40公克及以上但不超過65公克者，及僅適用於下述之紙：
- （甲） 成條或捲筒，其寬度超過28公分者；或
  - （乙） 平版矩形（包括正方形）未摺疊時，其一邊超過28公分，而另一邊超過15公分者。
- 八、 第4803至4809節僅適用於下述之紙、紙板、纖維素胎及纖維素紙：
- （甲） 成條或捲筒，其寬度超過36公分者；或
  - （乙） 平版矩形（包括正方形）未摺疊時，其一邊超過36公分，而另一邊超過15公分者。

第48章 紙及紙板；紙漿、紙或紙板之製品

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
48010000 捲筒或平版之印報紙	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
4802 任何尺寸捲筒或矩形（包括正方形）平版之未塗佈紙與紙板，用於書寫、印刷或其他製圖用，未打孔之打孔卡片紙和打孔紙帶（第4801或4803節者除外）；手工製紙及紙板															
48026120 書寫、印刷或其他製圖用紙及紙板，未塗佈，捲筒，寬度超過150公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
480262 未摺疊時，其一邊不超過435公厘，另一邊不超過297公厘之平版紙															
48026210 書寫、印刷或其他製圖用紙及紙板，未塗佈，平版，未摺疊時，任一邊均不及150公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
48026220 書寫、印刷或其他製圖用紙及紙板，未塗佈，平版，未摺疊時，其一邊在150公厘或以上，但不超過435公厘，另一邊亦150公厘或以上，但不超過297公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
48026290 其他書寫、印刷或其他製圖用紙及紙板，未塗佈，平版，未摺疊時，其一邊不超過435公厘，另一邊不超過297公厘者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												

第54章 人造纖維絲；人造紡織材料之扁條及類似品

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
—高強力尼龍或其他聚醯胺紗，不論是否經過加工：															
54021100 高強力芳香族聚醯胺絲紗，不論是否經過加工，非供零售用者	1.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	10%												
54021900 其他高強力尼龍或聚醯胺絲紗，不論是否經過加工，非供零售用者	1.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ, SG)	10%												
540220 高強力聚酯紗，不論是否經過加工															
54022000 高強力聚酯絲紗，不論是否經過加工，非供零售用者	1.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ, SG)	10%												
540253 聚丙烯製															
54025300 其他撚度每公尺超過50撚之聚丙烯單股絲紗，非供零售用者	1.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	1.5%												
540263 聚丙烯製															
54026300 聚丙烯纖維製之其他多股（合股）或粗股絲紗，非供零售用者	1.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	1.5%												

第55章 人造纖維棉

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
550200 (刪除)															
55020000 (刪除)															
550210 醋酸纖維素製															
55021000 醋酸纖維素絲束	1.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	2.5%												
550290 其他															
55029000 其他再生纖維絲束	1.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	2.5%												
550640 聚丙烯製															
55064000 聚丙烯纖維棉，已初梳、已精梳或已另行處理以供紡製用者	1.5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	10%												

第57章 地毯及其他紡織材料覆地物

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
570420 地磚型，最大面積為超過0.3平方公尺，但不超過1平方公尺															
57042010 羊毛或動物細毛製地磚型氈呢地毯及其他覆地物，最大面積為超過0.3平方公尺，但不超過1平方公尺，非刺織或植毛者，不論完成與否	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	12.5%												
57042020 人造紡織材料製地磚型氈呢地毯及其他覆地物，最大面積為超過0.3平方公尺，但不超過1平方公尺，非刺織或植毛者，不論完成與否	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	17.5%												
57042090 其他紡織材料製地磚型氈呢地毯及其他覆地物，最大面積為超過0.3平方公尺，但不超過1平方公尺，非刺織或植毛者，不論完成與否	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	12.5%												

第60章 針織品或鉤針織品

目註

- 一、 第600535目涵蓋聚乙烯纖維單絲或聚酯纖維複絲製經編織物，其重量每平方公尺不低於30公克，且不超過55公克，其所有網孔數量每平方公分不低於20個，且不超過100個，並且經亞滅寧（alpha-cypermethrin）、克凡派（chlorfenapyr）、第滅寧（deltamethrin）、賽洛寧（lambda-cyhalothrin）、百滅寧（permethrin）或亞特松（pirimiphos-methyl）等殺蟲劑浸漬或塗佈者。

第60章 針織品或鉤針織品

稅則號別及貨名	稅																			率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄		第2欄	第3欄															
600531 (刪除)																						
60053110 (刪除)																						
60053120 (刪除)																						
600532 (刪除)																						
60053200 (刪除)																						
600533 (刪除)																						
60053300 (刪除)																						
600534 (刪除)																						

稅則號別及貨名	稅																			率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄																
60053400 (刪除)																						
600535 本章目註一所述之織物																						
60053510 本章目註一所述之織物，屬合成纖維製未漂白經編織物（包括在裝飾織物機上作成者），第6001至6004節除外	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	5%																			
60053590 其他本章目註一所述之織物，屬合成纖維製經編織物（包括在裝飾織物機上作成者），第6001至6004節除外	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 6% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 5% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	10%	
600536 其他，未漂白或漂白																						
60053610 其他合成纖維製未漂白經編織物（包括在裝飾織物機上作成者），第6001至6004節除外	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	5%																			
60053620 其他合成纖維製漂白經編織物（包括在裝飾織物機上作成者），第6001至6004節除外	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 6% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 5% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	10%	
600537 其他，染色者																						

稅則號別及貨名	稅																			率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄																
60053700 其他合成纖維製染色經編織物 (包括在裝飾織物機上作成者),第6001至6004節除外	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 6% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 5% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	10%	
600538 其他,異色紗織成者																						
60053800 其他合成纖維製異色紗織成經編織物(包括在裝飾織物機上作成者),第6001至6004節除外	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 6% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 5% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	10%	
600539 其他,印花者																						
60053900 其他合成纖維製印花經編織物(包括在裝飾織物機上作成者),第6001至6004節除外	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 6% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 5% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1% (SG)	10%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	10%	

第 6 1 章 針織或鉤針織之衣著及服飾附屬品

稅則號別及貨名	稅																				
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
6115 襪、緊身襪、長襪、短襪及其他襪，包括分等級之壓力襪（例如：靜脈瘤用長襪）及無實用鞋底之鞋襪，針織或鉤針織者																					
—其他襪及緊身襪：																					
61152100 合成纖維製其他襪及緊身襪，每股單絲在67分德士（即60·3丹尼）以下，針織或鉤針織者	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 7.2% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 6% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.8% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3.6% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1.2% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	12.5%
61152200 合成纖維製其他襪及緊身襪，每股單絲在67分德士（即60·3丹尼）及以上，針織或鉤針織者	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 7.2% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 6% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.8% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3.6% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1.2% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	12.5%
61152910 絲製其他襪及緊身襪，針織或鉤針織者	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	20%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	20%															
61152990 其他紡織材料製其他襪及緊身襪，針織或鉤針織者	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 7.2% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 6% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.8% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3.6% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1.2% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	12.5%

第63章 其他製成紡織品；組合品；舊衣著及舊紡織品；破布

章註

一、 第1分章僅適用於任何紡織物之製品。

二、 第1分章不包括下列各項：

- (甲) 第56至62章之貨品；或
- (乙) 第6309節舊衣著或其他舊物品。

第63章 其他製成紡織品；組合品；舊衣著及舊紡織品；破布

目註

一、 第630420目涵蓋經亞滅寧 (alpha-cypermethrin)、克凡派 (chlorfenapyr)、第滅寧 (deltamethrin)、賽洛寧 (lambda-cyhalothrin)、百滅寧 (permethrin) 或亞特松 (pirimiphos-methyl) 等殺蟲劑浸漬或塗佈的經編織物所製之製品。

第63章 其他製成紡織品；組合品；舊衣著及舊紡織品；破布

稅則號別及貨名	稅																		率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
第1分章 其他製成之紡織品																					
630420 本章目註一所述之蚊帳製品																					
63042010 絲或廢絲製本章目註一所述之蚊帳製品	12.5%	免稅 (LDCs, P A, GT, NI , SV, HN, NZ) 7.5% (SG)	20%	12.5%	免稅 (LDCs, P A, GT, NI , SV, HN, NZ) 6.2% (SG)	20%	12.5%	免稅 (LDCs, P A, GT, NI , SV, HN, NZ) 5% (SG)	20%	12.5%	免稅 (LDCs, P A, GT, NI , SV, HN, NZ) 3.7% (SG)	20%	12.5%	免稅 (LDCs, P A, GT, NI , SV, HN, NZ) 2.5% (SG)	20%	12.5%	免稅 (LDCs, P A, GT, NI , SV, HN, NZ) 1.2% (SG)	20%	12.5%	免稅 (LDCs, P A, GT, NI , SV, HN, NZ, SG)	20%
63042090 其他紡織材料製本章目註一所述之蚊帳製品	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 7.2% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 6% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.8% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3.6% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1.2% (SG)	12.5%	12%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	12.5%
第2分章 組合品																					
第3分章 舊衣著及舊紡織品；破布																					

章註

- 一、 本章不包括下列各項：
- (甲) 屬於第25章之貨品；
  - (乙) 第4810或4811節所列塗佈、浸漬或被覆之紙及紙板（例如以雲母粉或石墨塗佈之紙及紙板，塗瀝青或柏油之紙及紙板）；
  - (丙) 第56或59章所列塗佈、浸漬或被覆之紡織品（例如以雲母粉塗佈或被覆之織物塗瀝青或柏油之織物）；
  - (丁) 屬於第71章之物品；
  - (戊) 屬於第82章之工具或其零件；
  - (己) 屬於第8442節之石印石板；
  - (庚) 電氣絕緣物（第8546節）或屬於第8547節之絕緣裝置；
  - (辛) 牙科用磨錐（第9018節）；
  - (壬) 屬於第91章之物品（例如鐘及鐘外殼）；
  - (癸) 屬於第94章之製品（例如家具、燈及燈配件、預鑄房屋）；
  - (子) 屬於第95章之製品（例如玩具、遊戲品及運動用具）；
  - (丑) 用第96章章註二（乙）所述之材料製成之第9602節物品；屬於第9606節之物品（例如，鈕扣）；屬於第9609節之物品（例如，石筆）；屬於第9610節之物品（例如繪圖石板）；屬於第9620節之物品（單腳架，雙腳架，三腳架及其類似）；或
  - (寅) 屬於第97章之物品（例如美術作品）。

第 6 8 章 石料、膠泥、水泥、石棉、雲母或類似材料之製品

稅 則 號 別 及 貨 名	稅 率														
	自 106 年 1 月 1 日 起			自 107 年 1 月 1 日 起			自 108 年 1 月 1 日 起			自 109 年 1 月 1 日 起			自 110 年 1 月 1 日 起		
	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
6802 第 6 8 0 1 節 貨 品 以 外 之 已 加 工 供 製 碑 或 建 築 用 石 ( 板 岩 除 外 ) 及 其 製 品 ; 已 否 襯 底 之 天 然 石 ( 包 括 板 岩 ) 製 馬 賽 克 石 塊 及 類 似 品 ; 人 工 著 色 之 天 然 石 ( 包 括 板 岩 ) 製 小 顆 石 、 細 碎 石 及 石 粉															

第69章 陶瓷產品

稅則號別及貨名	稅																			率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
第1分章 矽化石粉製品或類似 砂土製者及耐火材料製品																						
第2分章 其他陶瓷產品																						
6907 陶瓷鋪面磚、貼面磚，包括爐 面磚及牆面磚；陶瓷馬賽克磚 及類似品，不論有無槽視者； 收邊陶瓷面磚（異型陶瓷面 磚）																						
690710 (刪除)																						
69071000 (刪除)																						
—陶瓷鋪面磚、貼面磚，包括 爐面磚及牆面磚，列入第69 0730目及第690740 目者除外：																						
690721 吸水率以重量計不超過0.5% 者																						
69072100 吸水率以重量計不超過0.5% 之陶瓷鋪面磚、貼面磚，包括 爐面磚及牆面磚，列入第69 0730目及第690740 目者除外	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.8% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3.2% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1.6% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 0.8% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	12.5%	

稅則號別及貨名	稅																		率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
690722 吸水率以重量計超過0.5%， 但不超過10%者																					
69072200 吸水率以重量計超過0.5%， 但不超過10%之陶瓷鋪面 磚、貼面磚，包括爐面磚及牆 面磚，列入第690730目 及第690740目者除外	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.8% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3.2% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1.6% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 0.8% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	12.5%
690723 吸水率以重量計超過10%者																					
69072300 吸水率以重量計超過10%之 陶瓷鋪面磚、貼面磚，包括爐 面磚及牆面磚，列入第690 730目及第690740目 者除外	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.8% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3.2% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1.6% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 0.8% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	12.5%
690730 陶瓷馬賽克磚及類似品，列入 第690740目者除外																					
69073000 陶瓷馬賽克磚及類似品，列入 第690740目者除外，不 論有無褶視者	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.8% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3.2% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1.6% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 0.8% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	12.5%
690740 收邊陶瓷面磚（異型陶瓷面 磚）																					
69074000 收邊陶瓷面磚（異型陶瓷面 磚）	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4.8% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 3.2% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.4% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 1.6% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 0.8% (SG)	12.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	12.5%
690790 (刪除)																					
69079000 (刪除)																					

稅則號別及貨名	稅																		率			
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起				自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄															
6908 (刪除)																						
690810 (刪除)																						
69081000 (刪除)																						
690890 (刪除)																						
69089000 (刪除)																						

第 7 1 章 天然珍珠或養珠、寶石或次寶石、貴金屬、被覆貴金屬之金屬及其製品；仿首飾；鑄幣

稅 則 號 別 及 貨 名	稅 率														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄												
第 1 分章 天然珍珠或養珠及寶石或次寶石															
第 2 分章 貴金屬及被覆貴金屬之金屬															
第 3 分章 首飾、金銀製品及其他製品															

第15類 卑金屬及卑金屬製品

類註

- 一、 本類不包括下列各項：
- (甲) 調製油漆、墨類或其他以金屬鱗片或粉為基料之製品（第3207至3210、3212、3213或3215節）；
  - (乙) 鈰鐵或其他發火合金（第3606節）；
  - (丙) 屬於第6506或6507節之帽類或其零件；
  - (丁) 屬於第6603節之傘骨及其他物品；
  - (戊) 屬於第71章之貨品（例如貴金屬合金、被覆貴金屬之卑金屬、仿首飾）；
  - (己) 屬於第16類之物品（機器、機械用具及電器）；
  - (庚) 裝配之鐵路或電車軌道（第8608節）或其他屬於第17類之物品（車輛、船舶及航空器）；
  - (辛) 屬於第18類之儀器或器具包括鐘或錶彈簧；
  - (壬) 供作彈藥用之鉛彈（第9306節）或第19類之其他物品（武器與彈藥）；
  - (癸) 屬於第94章之物品（例如家具、墊褥架、燈及其配件、照明標誌、組合式建築物）；
  - (子) 屬於第95章之物品（例如玩具、遊戲品及運動用品）；
  - (丑) 屬於第96章之手用篩、鈕釦、鋼筆、鉛筆桿、鋼筆尖、單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品或其他物品（雜項製品）；或
  - (寅) 屬於第97章之物品（例如藝術品）。

第72章 鋼鐵

稅則號別及貨名	稅 率														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄												
第1分章 初級材料；粒狀或粉狀產品															
第2分章 鐵及非合金鋼															
第3分章 不銹鋼															
第4分章 其他合金鋼；合金或非合金鋼製空心鑽條及桿															

## 第74章 銅及其製品

### 章註

一、 本章所用有關名詞之涵義如下：

(甲) 精煉銅

以重量計含銅量最少達99.85%；或含銅量達97.5%，但所含其他元素其重量以不超過下表所列限量為限：

其他元素表

元 素	最大含量 (重量百分比)
Ag 銀	0.25
As 砷	0.5
Cd 鎘	1.3
Cr 鉻	1.4
Mg 鎂	0.8
Pb 鉛	1.5
S 硫	0.7
Sn 錫	0.8
Te 碲	0.8
Zn 鋅	1
Zr 鋯	0.3
其他元素*	0.3

\*其他元素，例如鋁、鈹、鈷、鐵、錳、鎳、矽。

(乙) 銅合金

未精煉銅除外，銅之重量較任何其他元素均大之金屬，並需：

- (1) 其他元素至少有一種其重量比前表所列限量為大；或
- (2) 前表所列其他元素總重量超過2.5%。

章註

(丙) 銅母合金

銅與以重量計超過銅之重量10%之其他元素之合金，不適於展性用途者，一般用於製造其他合金之添加料或作為脫氧劑、脫硫劑或在非鐵金屬冶煉上作為類似用途者。惟磷化銅（磷銅）含磷重量超過15%者歸列第2853節。

(丁) 條及桿

軋、擠、拉或鍛造全長實心橫斷面一致之非捲盤產品，其橫斷面為圓形、橢圓形、長方形（包括正方形）、等邊三角形或正凸多邊形（包括「平扁圓形」及「變形長方形」其兩對邊為凸弧，另兩對邊為等長平行直線）。如係長方形（包括正方形）、三角形或多角形橫斷面之產品在其全長可能具有圓角。此類長方形（包括變形長方形）橫斷面厚度超過寬度十分之一者，本名稱亦包括同樣形狀及大小之鑄造或燒結產品，製成後再經加工（簡單剪修或除銹除外）者在內，但以不具其他節物品或產品之特性者為限。

拉絲條料及小坯，其端部經加工，以便送入機器供轉變成拉絲桿或管，應視為第7403節未經塑性加工銅。

(戊) 型材

軋、擠、拉、鍛造或成型，全長橫斷面一致之產品不論是否成捲，其不符合條、桿、線、板、片、扁條、箔、管之定義者。本名稱亦包括同樣形狀之鑄造或燒結產品，製成後再經加工（簡單剪修或除銹除外）者在內。但以不具其他節物品或產品之特性者為限。

(己) 線

軋、擠或拉，全長實心橫斷面一致之產品，捲盤者，其形狀為圓形、橢圓形、長方形（包括正方形），等邊三角形或正凸多邊形（包括「平扁圓形」及「變形長方形」，其兩對邊為凸弧，另兩邊為等長平行直線）。具有長方形（包括正方形）、三角形或多角形橫斷面產品，其全長具有圓角。此類產品成長方形（包括變形長方形）橫斷面，其厚度超過寬度十分之一者。

章註

(庚) 板、片、扁條及箔

平面產品（第7403節之未經塑性加工產品除外）不論是否成捲，其橫斷面是否具有圓角之實心長方形（正方形除外）（包括「變形長方形」，其兩對邊為凸弧，另兩邊為等長平行直線），其厚度一致且為：

—長方形（包括正方形），其厚度不超過寬度之十分之一者。

—長方形或正方形除外，任何尺寸之形狀，但以不具其他節物品或產品之特性者為限。

第7409及7410節適用於板、片、扁條及箔經壓紋者（例如溝槽形、加肋形、格子形、淚斑形、鈕釦形、菱形）及經穿孔、波浪化、拋光或塗面之產品，但以不具其他節物品或產品之特性者為限。

(辛) 管

空心產品，不論是否成捲，其全長橫斷面一致，且管壁厚度一致，而僅有一中空者，其形狀為圓形、橢圓形、長方形（包括正方形）、等邊三角形或正凸多邊形。全長橫斷面具有圓角之長方形（包括正方形）、等邊三角形或正凸多邊形之產品，亦應視為管，但以其橫斷面內外應為同心、同形狀及同方向者。上列橫斷面管製品可經拋光、塗面、彎曲、切螺紋、鑽孔、成細腰形、擴展、成圓錐形或配有凸緣、軸環或圈環。

第 8 2 章 卑金屬製工具、器具、利器、匙、叉及其零件

稅 則 號 別 及 貨 名	稅 率														
	自 106 年 1 月 1 日 起			自 107 年 1 月 1 日 起			自 108 年 1 月 1 日 起			自 109 年 1 月 1 日 起			自 110 年 1 月 1 日 起		
	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
8205 未列名之手工工具（包括割玻璃之鑽石刀）；噴燈；老虎鉗、夾子及類似工具，但不包括工具機或水刀（水射流）切削機械之附件及零件；砧；手提鍛爐；手搖或腳踏式之附有架構之磨輪															

第83章 雜項卑金屬製品

稅則號別及貨名	稅 率														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄												
8308 用於衣服或服飾附屬品、鞋 靴、首飾、腕錶、圖書、遮陽 蓬、皮革製品、旅行用品或鞍 具或用於其他製品之卑金屬搭 鈕、帶搭鈕之框架、帶釦、帶 釦搭鈕、鈎、眼、環眼、及其 類似品；卑金屬製管形鉚釘及 開口鉚釘；卑金屬製珠子及亮 片															

第16類 機械及機械用具；電機設備；及其零件；錄音機及聲音重放機，電視影像、聲音記錄機及重放機，上述各物之零件及附件

類註

一、 本類不包括下列各項：

- (甲) 塑膠（第39章）或硫化橡膠（第4010節）製之傳動或輸送帶或帶狀物，或其他用於機器、機械或電器用具或供其他專業用之硫化橡膠製品，但硬質橡膠製者除外（第4016節）；
- (乙) 皮革或合成皮製品（第4205節）或毛皮（第4303節）製品之用於機器或機械用具或供其他專業用者；
- (丙) 任何材質製（如第39、40、44及48章或第15類）之筒管、線軸、錐形線軸、錐體心型、紗框或類似支持物；
- (丁) 提花機或類似機器用之穿孔卡（如第39、48章或第15類）；
- (戊) 紡織材料製之傳動或輸送帶及傳動裝置（第5910節）或其他專業用紡織材料製品（第5911節）；
- (己) 第7102至7104節之寶石或次寶石（天然、人造或再造者）或第7116節之完全由上述寶石或次寶石所製成之物品，但唱針用未鑲嵌加工之藍寶石及鑽石者除外（第8522節）；
- (庚) 第15類類註二所屬一般用卑金屬製零件或塑膠製類似品（第39章）；
- (辛) 鑽管（第7304節）；
- (壬) 金屬線或扁條所製之環形帶（第15類）；
- (癸) 第82或83章之物品；
- (子) 第17類之物品；
- (丑) 第90章之物品；
- (寅) 第91章之鐘、錶或其他物品；
- (卯) 第8207節之可互換工具或用作機器零件之刷（第9603節）；類似可互換工具應按工作部分之構成材質分類（例如第40、42、43、45、59章或第6804、6909節）；

類註

- (辰) 第95章之物品；或
- (巳) 打字機或類似機器用之色帶，不論是否裝軸或裝匣者（按構成之材質分類，或如已上墨或其他配製方法而能產生蓋印效果者歸入第9612節）；或歸入第9620節之單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品。

#### 第84章 核子反應器、鍋爐、機器及機械用具；及其零件

##### 章註

- 一、 本章不包括下列各項：
- (甲) 第68章之磨石或其他物品；
  - (乙) 陶瓷材料所製之機器或用具（例如泵）及任何材料所製之機器或用具之陶瓷零件（第69章）；
  - (丙) （第7017節）試驗用之玻璃器；玻璃製之機器、用具或專業用其他物品或其零件（第7019或7020節）；
  - (丁) 第7321或7322節之貨品或其他卑金屬製之類似貨品（第74至76或78至81章）；
  - (戊) 第8508節之真空吸塵器；
  - (己) 第8509節之家用電動用具；第8525節之數位相機；
  - (庚) 屬於第17類之散熱器；或
  - (辛) 非馬達動力式之手操作地板清掃器（第9603節）。
- 二、 除第16類類註三及本章章註九應先運用外，機器或用具符合第8401至8424節中一節或多節或第8486節之貨名，亦同時符合第8425至8480節者，應按前者或第8486節分類。
- 但第8419節不包括下列各項：
- (甲) 發芽設備、孵卵器或育雛器（第8436節）；
  - (乙) 濕穀機（第8437節）；
  - (丙) 萃取糖汁用之擴散設備（第8438節）；
  - (丁) 紡織纖維紗、布或製成品之熱整理機器（第8451節）；或
  - (戊) 供機械操作之機器、工廠或實驗室設備，即使需具變溫之作用，但其僅為輔助功用者。

章註

九、

- (甲) 本章章註及第8486節所稱「半導體裝置」及「積體電路」亦適用第85章章註九(甲)及九(乙)。但本章章註及第8486節所稱「半導體裝置」亦包含光敏半導體裝置及發光二極體(LED)。
- (乙) 本章章註及第8486節所稱「平面顯示器之製造」包括平面板基座之構裝，不包括玻璃之製造或印刷電路板之組裝或將其他電子元件裝於平面上。所稱「平面顯示器」不包括利用陰極射線管技術之顯示器。
- (丙) 第8486節亦包括專供或主要供下列用途之機器及器具：
  - (1) 製造或修補光罩及網線；
  - (2) 組裝半導體裝置或積體電路；
  - (3) 升降、搬運或裝卸晶柱、晶圓、半導體裝置、積體電路及平面顯示器。
- (丁) 除依照第16類類註一及第84章章註一之規定外，凡符合第8486節規範之機器及器具，皆歸入該節，而不得歸入本分類之其他節。

#### 第84章 核子反應器、鍋爐、機器及機械用具；及其零件

##### 目註

- 一、 第846520目所稱「綜合加工機」僅適用於加工木材、軟木、骨材、硬質橡膠、硬質塑膠或類似硬質材料，依機械程式自刀庫或類似裝置自動更換刀具，以執行不同形態機械加工之工具機。
- 二、 第847149目所稱「系統」係指各單元符合第84章章註五（丙）所列條件，並至少由一中央處理單元、一輸入單元（如鍵盤或掃描器）及一輸出單元（如視像顯示單元或列表機）等組成之自動資料處理機。
- 三、 第848120目所稱「油壓或氣壓傳動閥」，係以加壓流體（液體或氣體）為動力來源，專用於液壓或氣動系統中傳輸“流體動力”用。這些閥可以是各種型式（如減壓型、止回型）。第848120目較第8481節其他所有目優先適用。
- 四、 第848240目僅適用於圓管滾子軸承，其滾子之直徑，不得超過5公厘且其長度至少為直徑之三倍。滾子之兩端可成圓角。

第 8 4 章 核子反應器、鍋爐、機器及機械用具；及其零件

增註

五、 經政府立案之盲人救濟機構，輸入稅則第8442、8443、9608 節及第84729070號以外其他各章所屬稅則號別專供盲人用之物品免稅，但以衛生福利部證明屬實者為限。

第84章 核子反應器、鍋爐、機器及機械用具；及其零件

稅則號別及貨名	稅																			率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄		第2欄	第3欄
841430 製冷設備用之壓縮機																						
84143010 輸出功率600瓦特及以上但未達2000瓦特之製冷設備用壓縮機	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ) 1% (SG)	10%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ) , SG)	10%																
84143020 其他製冷設備用之壓縮機	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ) 1% (SG)	7.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ) , SG)	7.5%																
84145920 鼓風機	4%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ, SG)	7.5%																			
84148020 (刪除)																						
841510 自足式或分離式系統，設計固定於窗、壁、天花板或地板者																						
84151010 具有製冷裝置，設計固定於窗、壁、天花板或地板之空氣調節器，自足式或分離式系統	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 6% (SG)	17.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 5% (SG)	17.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4% (SG)	17.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3% (SG)	17.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2% (SG)	17.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1% (SG)	17.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	17.5%	
84151090 其他設計固定於窗、壁、天花板或地板之空氣調節器，自足式或分離式系統	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4.8% (SG)	17.5%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4% (SG)	17.5%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3.2% (SG)	17.5%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.4% (SG)	17.5%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1.6% (SG)	17.5%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 0.8% (SG)	17.5%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	17.5%	
841581 具有製冷裝置及冷熱可逆循環閥者(可逆熱泵)																						

稅則號別及貨名	稅																		率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
84158100 具有製冷裝置及冷熱可逆循環 閥者(可逆熱泵)之空氣調節 器	8%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ) 1.6% (SG)	17.5%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	17.5%															
841582 其他, 具有製冷裝置者																					
84158200 具有製冷裝置之空氣調節器	10%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ) 6% (SG)	17.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 5% (SG)	17.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 4% (SG)	17.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3% (SG)	17.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2% (SG)	17.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1% (SG)	17.5%	10%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	17.5%
841583 未具製冷裝置者																					
84158300 未具製冷裝置之空氣調節器	5%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ) 3% (SG)	15%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 2.5% (SG)	15%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2% (SG)	15%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1.5% (SG)	15%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1% (SG)	15%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 0.5% (SG)	15%	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	15%
84181000 (刪除)																					
84181011 家用分門之組合式冷凍冷藏箱 , 容量在800公升及以上者	4%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	15%																		
84181012 家用分門之組合式冷凍冷藏箱 , 容量在500公升及以上, 但小於800公升者	4.2%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	15%																		
84181013 家用分門之組合式冷凍冷藏箱 , 容量小於500公升者	8%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ) 4.8% (SG)	15%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 4% (SG)	15%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 3.2% (SG)	15%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 2.4% (SG)	15%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1.6% (SG)	15%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 0.8% (SG)	15%	8%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	15%
84181090 其他使用分門之聯合冷凍冷藏 箱	3.5%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	10%																		

稅則號別及貨名	稅率																				
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
一 農業或園藝用噴霧機具：																					
842441 可攜式噴霧機具																					
84244100 可攜式農業或園藝用液體或粉末噴霧機具	3.5%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	5%																		
842449 其他																					
84244900 其他農業或園藝用液體或粉末噴霧機具	3.5%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	5%																		
842481 (刪除)																					
84248100 (刪除)																					
842482 農業或園藝用																					
84248200 其他農業或園藝用液體或粉末發射、散播機具	3.5%	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	5%																		
一 播種機、種植機及移植機：																					
843230 (刪除)																					
84323010 (刪除)																					
84323090 (刪除)																					
843231 免耕直接播種機、種植機及移植機																					
84323100 免耕直接播種機、種植機及移植機	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	2.5%																		

稅則號別及貨名	稅																		率			
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起				自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄
843239 其他																						
84323900 其他播種機、種植機及移植機	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	2.5%																			
—堆肥散佈機及施肥機：																						
843240 (刪除)																						
84324000 (刪除)																						
843241 堆肥散佈機																						
84324100 堆肥散佈機	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	3%																			
843242 施肥機																						
84324200 施肥機	免稅	免稅 (PA, GT, N I, SV, HN, NZ, SG)	3%																			
8442 製造印刷版、滾筒或其他印刷 組件用之機械、器具及設備（ 不包括第8456至8465 節之機器）；印刷版、滾筒及 其他印刷組件；已製成供印刷 用之版、滾筒及石印版（如： 削平、製紋或拋光者）																						

稅則號別及貨名	稅											率	
	自106年1月1日起			106年			107年			108年			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄		第3欄
				7月1日起	1月1日起	1月1日起	7月1日起	1月1日起	1月1日起	7月1日起	1月1日起		1月1日起
一以雷射、其他光或光子束加工者：													
845610 (刪除)													
84561010 (刪除)													
84561090 (刪除)													
845611 以雷射加工者													
84561110 專用或主要用於製造印刷電路、印刷電路組件、第8517節所屬貨品零件，或自動資料處理機零件之雷射加工工具機	3%	免稅 (PA, GT, NI, S V, HN, NZ, SG)	5%	2%	免稅 (PA, GT, NI, S V, HN, NZ, SG)	5%	1%	免稅 (PA, GT, NI, S V, HN, NZ, SG)	5%	免稅	免稅 (PA, GT, NI, S V, HN, NZ, SG)	5%	
84561190 其他以雷射加工之工具機	4%	免稅 (PA, GT, NI, S V, HN, NZ, SG)	5%										
845612 以其他光或光子束加工者													
84561210 專用或主要用於製造印刷電路、印刷電路組件、第8517節所屬貨品零件，或自動資料處理機零件之其他光或光子束加工工具機	3%	免稅 (PA, GT, NI, S V, HN, NZ, SG)	5%	2%	免稅 (PA, GT, NI, S V, HN, NZ, SG)	5%	1%	免稅 (PA, GT, NI, S V, HN, NZ, SG)	5%	免稅	免稅 (PA, GT, NI, S V, HN, NZ, SG)	5%	
84561290 其他以其他光或光子束加工之工具機	4%	免稅 (PA, GT, NI, S V, HN, NZ, SG)	5%										

稅則號別及貨名	稅																		率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
845640 以電漿弧加工者																					
84564000 以電漿弧加工之工具機	3%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	5%																		
845650 水刀(水射流)切削機械																					
84565000 水刀(水射流)切削機械	4%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, CN, NZ , SG)	7.50%																		
84569020 (刪除)																					
—其他鏜床:																					
845940 (刪除)																					
84594010 (刪除)																					
84594090 (刪除)																					
845941 數值控制者																					
84594100 數值控制鏜床	4%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																		
845949 其他																					
84594900 其他鏜床	4%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	5%																		

稅則號別及貨名	稅																		率			
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起				自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄
—平面磨床：																						
846011 (刪除)																						
84601100 (刪除)																						
846012 數值控制者																						
84601200 數值控制平面磨床	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																			
84601900 其他平面磨床	4%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	5%																			
—其他磨床：																						
846021 (刪除)																						
84602100 (刪除)																						
846022 無心磨床，數值控制者																						
84602200 數值控制無心磨床	6%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																			
846023 其他外圓磨床，數值控制者																						

稅則號別及貨名	稅																		率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
84602300 數值控制外圍磨床	6%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																		
846024 其他，數值控制者																					
84602400 其他數值控制磨床	6%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																		
84602900 其他磨床	4%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	5%																		
846520 綜合加工機																					
84652000 綜合加工機	3%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	7.5%																		
8466 專用或主要用於第8456至8465節機器之零件及附件，包括工作物或工具夾持器，自開螺模頭、分度頭及其他工具機用特殊配件；各種手提工具之工具夾持器																					
846630 分度頭或其他機器用特殊配件																					
84663000 分度頭或其他機器用特殊配件	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	5%																		
8469 (刪除)																					
84690010 (刪除)																					

稅則號別及貨名	稅																		率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
84690020 (刪除)																					
84690031 (刪除)																					
84690039 (刪除)																					
84690040 (刪除)																					
84690051 (刪除)																					
84690059 (刪除)																					
84729070 打字機，不包括第8443節之列表機；文字處理機	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	5%																		
8473 專用或主要用於第8470至8472節機器之零件及附件（蓋套、提箱及類似品除外）																					

稅則號別及貨名	稅																		率		
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
847310 (刪除)																					
84731000 (刪除)																					
84734020 打字機(不包括第8443節之列表機)、文字處理機或與其他第8472節機器共用之零件及附件	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%																		
847350 同時適用第8470至8472節之兩節或以上機器之零件及附件																					
84735000 同時適用第8470至8472節之兩節或以上機器之零件及附件	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%																		

第85章 電機與設備及其零件；錄音機及聲音重放機；電視影像、聲音記錄機及重放機；以及上述各物之零件及附件

章註

- 三、 第8507節所稱之「蓄電池」包括附有使蓄電池可儲存能源及供應能源，或保護其不受損壞之輔助組件者，例如電氣連接器、溫度控制裝置（如熱敏電阻）及電路保護裝置，其亦可能包括使用於貨物之保護性外殼。
- 四、 第8509節僅包括通常供家庭用之下列機電器具：
- （甲） 地板擦亮機、食品碾磨器及混合器、及水果或蔬菜榨汁機，均不限重量；
- （乙） 其他機器不超過20公斤者。
- 本節不適用於電扇或含有電扇之通風或再循環蓋，不論是否裝有過濾器（第8414節）、離心布料脫水機（第8421節）、洗碟機（第8422節）、家用洗衣機（第8450節）、滾筒及其他熨衣機（第8420或8451節）、縫紉機（第8452節）、電剪刀（第8467節）或電熱用具（第8516節）。
- 五、 歸入第8523節者：
- （甲） 固態非揮發性儲存裝置（例如快閃記憶卡或快閃電子儲存卡）其本身附有連接插座，係由一個或多個固定於印刷電路板上之同一殼體積體電路形態快閃記憶體（例如快閃電子抹除式唯讀記憶體FLASH E2PROM）所構成者。本裝置可由積體電路形態之控制器及電容器、電阻器等個別被動元件所組成；
- （乙） 所稱「智慧卡」係指卡片上嵌入一個或以上晶片形狀之積體電路〔一個微處理器，隨機存取記憶體（RAM）或唯讀記憶體（ROM）〕。此類智慧卡可含有接觸器、磁條或嵌入天線，但不得含有任何其他主動或被動之電路元件。

章註

- 六、 第8534節所稱「印刷電路」係依預定設計之圖形，以任何印刷方法（如壓紋、電鍍、蝕刻）或覆膜印刷電路技術，將導體、接點或其他印製元件（如電感器、電阻器、電容器）單獨或相互連接在絕緣基板上之電路，此等印製元件不包括其他能產生整流、調變或放大訊號之元件（如半導體元件）。  
所稱「印刷電路」可裝有其他非印刷製之連接元件，但不包括非屬印刷製作過程中所獲致之元件所組成之電路或個別、分立之電阻器、電容器或電感器。  
薄膜或厚膜電路包含有上述相同製造技術過程中產製之主動及被動元件者，均歸入第8542節。
- 七、 第8536節所稱「光纖、光纖束或光纖傳輸纜用之連接器」係指於數位線路系統中，該連接器將光纖尾端對尾端簡單機械地整齊排列，其不能執行訊號放大、再生或調變等其他功能。
- 八、 第8537節不包括供電視接收機或其他電氣設備遙控用之無線紅外線裝置（第8543節）。
- 九、 歸入第8541及8542節須注意下列規定：
- （甲） 「二極體、電晶體及類似之半導體裝置」係半導體裝置，其作用係應用電場而改變電阻率者；
- （乙） 「積體電路」係指：
- （1） 單石積體電路，其內電路元件（如二極體、電晶體、電阻器、電容器、電感器等）製作在半導體或化合物半導體材料（例如摻雜矽晶、砷化鎵、矽鍺、磷化銦）基板裡面（主要）以及表面上，而且不可分割地連結在一起；

## 章註

- (2) 混合積體電路，在其內以薄膜或厚膜技術產製之被動元件（如電阻器、電容器、電感器等），以及以半導體技術做成之主動元件（如二極體、電晶體、單石積體電路等），依所有需求及目的，藉由直接或以纜線相互連接，不可分割地組合在同一絕緣基板（如玻璃、陶瓷等）上。此等電路亦可包括分立組件；
- (3) 多晶粒積體電路，係包含二個或二個以上相互連接之單石積體電路，依其需求與目的不可分割地結合而成。不論是否在一個或一個以上之絕緣基片上，有無導線架，但不得含有其他主動或被動電路元件。
- (4) 多元件積體電路(MCOs)：係由1個或多個單石、混合或多晶粒積體電路，與至少1個下列元件：矽基感測器、致動器、振盪器、共振器或其組合，或執行第8532、8533、8541節物品功能之元件，或分類於第8504節之電感器，依其需求與目的不可分割地形成如積體電路般之單一個體，並以接腳、導線、錫球、基板、凸塊或焊墊連接，組裝在印刷電路板(PCB)或其他載板上的一種組件。

### 本定義相關用詞：

1. 「元件」可為分離元件，個別製造後，再與MCO其他部分組裝，或與其他元件整合。
2. 「矽基」係指建於矽載板上，或由矽材料製成，或於積體電路晶粒上製成。

章註

3. (a) 「矽基感測器」係由半導體或其表面上所製成之微電子或機械結構所組成，其具有檢測物理或化學量，並轉換為由電子特性或機械結構位移之變化所造成之電氣信號之功能。「物理或化學量」係指真實世界的有關現象，如壓力、聲波、加速度、振動、移動、方向、張力、磁場強度、電場強度、光、放射性、溼度、流量、化學品濃度等。
- (b) 「矽基致動器」係由半導體或其表面所製成之微電子及機械結構所組成，其具有將電氣信號轉換為物理運動之功能。
- (c) 「矽基共振器」係由半導體或其表面所製成之微電子或機械結構所組成之元件，其具有產生預設頻率之機械或電氣振盪之功能。該預設頻率取決於對應外部輸入之物理幾何結構。
- (d) 「矽基振盪器」係由半導體或其表面所製成之微電子或機械結構所組成之主動元件，其具有產生預設頻率之機械或電氣振盪之功能。該預設頻率取決於物理幾何結構。

本註所明定之物品除歸入第8523節者外，應優先歸入第8541及8542節，然後才可依據其功能歸入其他適當號別。

十、 第8548節所稱「耗損原電池、耗損原電池組及耗損蓄電池」係指因破損、切碎、磨損或其他原因而無法使用，亦無法再充電者。

第85章 電機與設備及其零件；錄音機及聲音重放機；電視影像、聲音記錄機及重放機；以及上述各物之零件及附件

增註

六、 電影事業、廣播電視節目供應事業或經國家通訊傳播委員會許可設立之廣播、電視事業，輸入歸屬本章（第8523節所列貨品除外）、第3707節、第84章或第90章之影視媒體專用器材設備，或歸屬第870590目之影視媒體專用特種車輛，經文化部或國家通訊傳播委員會證明屬實者免稅。

第85章 電機與設備及其零件；錄音機及聲音重放機；電視影像、聲音記錄機及重放機；以及上述各物之零件及附件

稅則號別及貨名	稅											率	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄		第3欄
852841 (刪除)													
85284100 (刪除)													
852842 能直接連接第8471節「自動資料處理系統」以及設計與其配合使用者													
85284200 能直接連接第8471節「自動資料處理系統」以及設計與其配合使用之陰極射線管監視器	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	10%										
852851 (刪除)													
85285100 (刪除)													
852852 能直接連接第8471節「自動資料處理系統」以及設計與其配合使用者													
85285200 能直接連接第8471節「自動資料處理系統」以及設計與其配合使用之其他監視器	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	10%										
85285920 其他單色非陰極射線管監視器	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%										
852861 (刪除)													
85286100 (刪除)													
852862 能直接連接第8471節「自動資料處理系統」以及設計與其配合使用者													

稅則號別及貨名	稅											率	
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄		第3欄
85286200 能直接連接第8471節「自動資料處理系統」以及設計與其配合使用之投影機	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%										
85286910 其他彩色投影機	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%										
85286920 其他單色投影機	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%										

稅則號別及貨名	稅											率	
	自106年1月1日起			106年			107年			108年			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄		第3欄
				7月1日起	1月1日起	1月1日起	7月1日起	1月1日起	1月1日起	7月1日起	1月1日起		1月1日起
85284920 其他單色陰極射線管監視器	5.6%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%	3.7%	免稅 (PA, GT, NI, S V, HN, NZ, SG)	7.5%	1.8%	免稅 (PA, GT, NI, S V, HN, NZ, SG)	7.5%	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	7.5%	

稅則號別及貨名	稅率														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
8539 燈絲電燈泡或放電式燈泡，包括密封式光束燈泡組、紫外線或紅外線燈泡；弧光燈；發光二極體燈泡															
853950 發光二極體燈泡															
85395000 發光二極體燈泡	3.4%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	15%												

第17類 車輛、航空器、船舶及有關運輸設備

類註

- 二、 所稱「零件」及「零件及附件」不適用於下列物品，不論其是否可識別為本類貨品之零件或附件：
- (甲) 接合墊、墊圈及類似品（各依其質料分類或歸入第8484節）或其他硫化橡膠製品，不包括硬化橡膠（第4016節）；
  - (乙) 第15類類註二所稱一般用卑金屬製零件（第15類）或類似之塑膠製品（第39章）；
  - (丙) 第82章之貨品（工具）；
  - (丁) 第8306節之貨品；
  - (戊) 第8401至8479節之機器、器具或其零件，不包括供本類貨品使用之散熱器；第8481節、第8482節貨品或第8483節構成引擎或馬達必需之貨品；
  - (己) 電機及其設備（第85章）；
  - (庚) 第90章之貨品；
  - (辛) 第91章之貨品；
  - (壬) 武器（第93章）；
  - (癸) 第9405節之燈及照明裝置；或
  - (子) 用作車輛零件之刷子（第9603節）。

第 8 7 章 鐵道及電車道車輛以外之車輛及其零件與附件

增註

- 四、 農業機械製造工廠輸入製造裝置具用曳引車之零件、附件及配件（引擎在內）；及輸入製造上述零件、附件及配件之材料（製造引擎材料在內），經經濟部證明屬實者，適用稅則第87019120、87019220、87019320、87019420及87019520號規定免稅。
- 九、 適用稅則第87039020號救護車（包括第870321至870390目之各種動力方式者），以內有救護用特殊設備裝置，並經衛生福利部證明專供救護之用者為限。  
輸入稅則第87059070號捐血車，內有捐血用特殊設備裝置，並經衛生福利部證明專供捐血之用者免稅。
- 十一、 適用稅則第87029030號機坪接駁車（包括第870210至870290目之各種動力方式者），以經交通部證明確供機場內輸運旅客且不請領車輛牌照者為限。
- 十二、 輸入供製造稅則第87029010、87021020、87022010、87023010、87024010、87054000、87059040、87059051、87059052、87059060、87059070及87059080號車輛用歸屬本章或第84、85及90章之零件、附件及組件（車輛底盤不論是否裝有引擎及駕駛台均在內），經經濟部證明用途屬實者免稅。  
前項增修適用免稅項目，追溯自91年1月1日起生效。

增註

十七、輸入供製造稅則第87022020、87023020、87024020、87029030、87039020、87059090號車輛用及第8702節與8703節之身心障礙者復康車輛（可供輪椅進出或裝置有相關醫療器材者）用，歸屬本章或第84章、第85章及第90章之零件、附件及組件（車輛底盤不論是否裝有引擎及駕駛台均在內），經經濟部證明用途屬實者免稅。

第 8 7 章 鐵道及電車道車輛以外之車輛及其零件與附件

稅 則 號 別 及 貨 名	稅 率																				
	自 106 年 1 月 1 日 起			自 107 年 1 月 1 日 起			自 108 年 1 月 1 日 起			自 109 年 1 月 1 日 起			自 110 年 1 月 1 日 起			自 111 年 1 月 1 日 起			自 112 年 1 月 1 日 起		
	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
870110 單一車軸曳引車																					
87011000 單一車軸曳引車	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																		
—其他，依引擎輸出功率：																					
870190 (刪除)																					
87019010 (刪除)																					
87019020 (刪除)																					
87019090 (刪除)																					
870191 不超過 1 8 瓩者																					
87019110 輪式絞盤曳引車	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																		
87019120 農業用曳引車	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	免稅																		
87019190 其他曳引車	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	15%																		
870192 超過 1 8 瓩但不超過 3 7 瓩者																					

稅則號別及貨名	稅																		率			
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起				自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄
87019210 輪式絞盤曳引車	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																			
87019220 農業用曳引車	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	免稅																			
87019290 其他曳引車	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	15%																			
870193 超過37呎但不超過75呎者																						
87019310 輪式絞盤曳引車	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																			
87019320 農業用曳引車	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	免稅																			
87019390 其他曳引車	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	15%																			
870194 超過75呎但不超過130呎者																						
87019410 輪式絞盤曳引車	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																			
87019420 農業用曳引車	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	免稅																			
87019490 其他曳引車	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	15%																			
870195 超過130呎者																						

稅則號別及貨名	稅																		率			
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起				自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄
87019510 輪式絞盤曳引車	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	10%																			
87019520 農業用曳引車	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	免稅																			
87019590 其他曳引車	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	15%																			
870210 僅具有壓縮點火式內燃活 塞引擎(柴油引擎或半柴 油引擎)者																						
87021010 (刪除)																						
87021030 (刪除)																						
87021090 其他僅具有壓縮點火式 內燃活​​塞引擎(柴油引擎 或半柴油引擎)者	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42%																			
870220 兼具有壓縮點火式內燃 活​​塞引擎(柴油引擎或 半柴油引擎)及電動機 動力者																						
87022010 低底盤公車，其前後車 門入口處無階梯，且車 內地板至地面高度未超 過35公分者	15%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42%																			
87022020 油電混合動力公共汽車	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	42%																			

稅則號別及貨名	稅																		率			
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起				自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄
87022090 其他供載客十人及以上(包括駕駛人)之機動車輛,兼具有壓縮點火式內燃活塞引擎(柴油引擎或半柴油引擎)及電動機動力者	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	42%																			
870230 兼具有火花點火內燃往復式活塞引擎及電動機動力者																						
87023010 低底盤公車,其前後車門入口處無階梯,且車內地板至地面高度未超過35公分者	15%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	42%																			
87023020 油電混合動力公共汽車	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	42%																			
87023090 其他供載客十人及以上(包括駕駛人)之機動車輛,兼具有火花點火內燃往復式活塞引擎及電動機動力者	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	42%																			
870240 僅具有電動機動力者																						
87024010 低底盤公車,其前後車門入口處無階梯,且車內地板至地面高度未超過35公分者	15%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	42%																			
87024020 電動公共汽車	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	42%																			
87024090 其他供載客十人及以上(包括駕駛人)之機動車輛,僅具有電動機動力者	25%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	42%																			
87029020 (刪除)																						
87029030 機坪接駁車(包括第870210至870290目之各種動力方式者)	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG)	42%																			

稅則號別及貨名	稅																		率				
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起				自112年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄	
<p>—其他車輛，僅具有火花點火內燃往復式活塞引擎者：</p> <p>—其他車輛，僅具有壓縮點火式內燃活塞引擎（柴油引擎或半柴油引擎）者：</p> <p>870340 其他車輛，兼具有火花點火內燃往復式活塞引擎及電動機動力者，不包括能夠藉由車外電源充電之插電式油電混合動力車</p> <p>87034000 其他車輛，兼具有火花點火內燃往復式活塞引擎及電動機動力者，不包括能夠藉由車外電源充電之插電式油電混合動力車</p> <p>870350 其他車輛，兼具有壓縮點火式內燃活塞引擎（柴油引擎或半柴油引擎）及電動機動力者，不包括能夠藉由車外電源充電之插電式油電混合動力車</p> <p>87035000 其他車輛，兼具有壓縮點火式內燃活塞引擎（柴油引擎或半柴油引擎）及電動機動力者，不包括能夠藉由車外電源充電之插電式油電混合動力車</p> <p>870360 其他車輛，兼具有火花點火內燃往復式活塞引擎及電動機動力者，能夠藉由車外電源充電之插電式油電混合動力車</p> <p>87036000 其他車輛，兼具有火花點火內燃往復式活塞引擎及電動機動力者，能夠藉由車外電源充電之插電式油電混合動力車</p>	17.5%	免稅 (NZ) 3.5% (SG) 17.5% (PA, GT, NI, SV, HN)	60%	17.5%	免稅 (NZ, SG) 17.5% (PA, GT, NI, SV, HN)	60%																	

稅則號別及貨名	稅率																				
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
870370 其他車輛，兼具有壓縮點火式內燃活塞引擎（柴油引擎或半柴油引擎）及電動機動力者，能夠藉由車外電源充電之插電式油電混合動力車																					
87037000 其他車輛，兼具有壓縮點火式內燃活塞引擎（柴油引擎或半柴油引擎）及電動機動力者，能夠藉由車外電源充電之插電式油電混合動力車	17.5%	免稅 (NZ) 3.5% (SG) 17.5% (PA, GT, NI, SV, H N)	60%	17.5%	免稅 (NZ, SG ) 17.5% (PA, GT , NI, SV , HN)	60%															
870380 其他車輛，僅具有電動機動力者																					
87038000 其他車輛，僅具有電動機動力者	17.5%	免稅 (NZ) 3.5% (SG) 17.5% (PA, GT, NI, SV, H N)	60%	17.5%	免稅 (NZ, SG ) 17.5% (PA, GT , NI, SV , HN)	60%															
87039020 救護車（包括第870321至870390目之各種動力方式者）	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ, SG )	7.5%																		
871160 裝有電動機動力者																					
87116010 機器腳踏車，裝有電動機動力者	18%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 10.8% (SG)	25%	18%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ ) 9% (SG)	25%	18%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ ) 7.2% (SG)	25%	18%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ ) 5.4% (SG)	25%	18%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ ) 3.6% (SG)	25%	18%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ ) 1.8% (SG)	25%	18%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ , SG)	25%
87116020 腳踏車，裝有電動機動力者	20%	免稅 (PA, GT, NI, SV, H N, NZ) 12% (SG)	25%	20%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ ) 10% (SG)	25%	20%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ ) 8% (SG)	25%	20%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ ) 6% (SG)	25%	20%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ ) 4% (SG)	25%	20%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ ) 2% (SG)	25%	20%	免稅 (PA, GT , NI, SV , HN, NZ , SG)	25%

第90章 光學、照相、電影、計量、檢查、精密、內科或外科儀器及器具；上述物品之零件及附件

章註

一、 本章不包括下列各項：

- (甲) 用於機器、用具或其他工業用之硫化橡膠製品，硬化者除外（第4016節），皮革或合成皮革製品（第4205節）或紡織材料製品（第5911節）；
- (乙) 紡織材料製之支撐帶或其他支撐物品，其在器官上產生支撐或固定之預期效果，僅源於其彈性。（例如產科用帶、胸部支撐繃帶、腹部支撐繃帶、關節或肌肉支撐物）（第11類）；
- (丙) 第6903節之耐熱製品；第6909節之試驗室、化學或其他工業用陶瓷製品；
- (丁) 屬於第7009節之未經光學加工之玻璃鏡或屬於第8306節或第71章之非光學元件之卑金屬或貴金屬鏡；
- (戊) 屬於第7007、7008、7011、7014、7015或7017節之貨品；
- (己) 第15類類註二所稱之一般用卑金屬零件（第15類）或塑膠類似品（第39章）；
- (庚) 第8413節配有計量裝置之幫浦；重錘操作之計數或校正機器或分別申報之天平用砝碼（第8423節）；起重或搬運機器（第8425至8428節）；各種切紙或切紙板機器（第8441節）；第8466節調整工具機或水刀（水射流）切削機械工作面或工具所用之配件，包括具有讀度用光學裝置者在內（例如「光學分度頭」），但該項配件本身之為主要光學儀器（例如準線望遠鏡）者不在內；計算機（第8470節）；閥及其他用具（第8481節）；第8486節的機器及器具（包括將電路圖投影或繪圖在感光性半導體材料上之器具）；

章註

- (辛) 腳踏車或機動車輛用探照燈或聚光燈(第8512節)；手提電燈(第8513節)；電影錄音、聲音重放或重錄器具(第8519節)；磁性放音頭(第8522節)；電視攝影機、數位相機及影像攝錄機(第8525節)；雷達器具、無線電航行輔助器具或無線電遙控器具(第8526節)；光纖、光纖束或纜之連接器(第8536節)；數值控制器具(第8537節)；密封式光束燈泡組(第8539節)；光纖電纜(第8544節)；
- (壬) 第9405節之探照燈及聚光燈；
- (癸) 第95章之物品；
- (子) 第9620節之單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品。
- (丑) 依據組成材料分類之容量測定器；或
- (寅) 線軸、紗框或類似支持物(應依據其組成材質分類，例如歸入第3923節或第15類)。

二、 除依上述章註一規定外，凡本章之機器、用具、儀器或器具所用之零件及附件，應按下列規定分類：

- (甲) 本章或第84、85或91章(第8487、8548或9033節除外)中任何節下之貨品之零件及附件，均應歸入其各節；
- (乙) 其他零件及附件，如係專用或主要用於某一特定機器、儀器或器具者，或適用於同一節下之多種機器、儀器或器具(包括第9010、9013或9031節之機器、儀器或器具)均應歸入該機器、儀器或器具之節；
- (丙) 所有其他零件及附件均應歸入第9033節。

第90章 光學、照相、電影、計量、檢查、精密、內科或外科儀器及器具；上述物品之零件及附件

稅則號別及貨名	稅率														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
900610 (刪除)															
90061000 (刪除)															
90065920 照相機，印刷製版用	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
90069100 照相機用零件及附件	1.2%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	5%												
90069110 (刪除)															
90069190 (刪除)															

第92章 樂器；與其零件及附件

章註

一、 本章不包括下列各項：

- (甲) 第15類類註二所列之一般用卑金屬零件（第15類）或塑膠製類似品（第39章）；
- (乙) 屬於第85或90章微音器、擴大器、揚聲器、頭戴耳機、開關、閃光器及其他附屬儀器、器具或設備供使用但未裝於歸入本章儀器之機箱內；
- (丙) 玩具樂器或器具（第9503節）；
- (丁) 清潔樂器用刷（第9603節），或單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品（第9620節）；或
- (戊) 收藏品或古董（第9705或9706節）。

第94章 家具；寢具、褥、褥支持物、軟墊及類似充填家具；未列名之燈具及照明配件；照明標誌，照明名牌及類似品；組合式建築物

章註

- 一、 本章不包括下列各項：
- (甲) 屬於第39、40或63章充氣或充水之床褥、枕頭或軟墊；
  - (乙) 屬於第7009節之玻璃鏡，依其設計係放置於地板上或地上者〔例如穿衣鏡（旋轉鏡）〕；
  - (丙) 屬於第71章之物品；
  - (丁) 第15類類註二所述一般用卑金屬製零件（第15類）或塑膠製類似品（第39章），或屬於第8303節之保險櫃；
  - (戊) 經特殊設計作為第8418節冷藏或冷凍設備零件之家具；供縫紉機用而特殊設計之家具（第8452節）；
  - (己) 屬於第85章之燈具及照明配件；
  - (庚) 經特殊設計作為第8518節器具零件之家具（第8518節）、第8519或8521節器具零件之家具（第8522節）；或第8525至8528節器具零件之家具（第8529節）；
  - (辛) 屬於第8714節之物品；
  - (壬) 屬於第9018節之牙科治療椅附有牙科用具或牙科用痰盂（第9018節）；
  - (癸) 屬於第91章之物品（例如鐘及鐘殼）；
  - (子) 玩具性家具或玩具性燈具或照明配件（第9503節），撞球檯或經特殊製作供遊戲用（第9504節）之其他家具，魔術或裝飾用家具（電動花冠除外）如中國燈籠（第9505節）；或
  - (丑) 單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品（第9620節）。

第94章 家具；寢具、褥、褥支持物、軟墊及類似充填家具；未列名之燈具及照明配件；照明標誌，照明名牌及類似品；組合式建築物

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
940151 (刪除)															
94015110 (刪除)															
94015190 (刪除)															
940152 竹製者															
94015210 竹製座物，未經任何塗裝者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	2.5%												
94015290 其他竹製座物	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	12.5%												
940153 藤製者															
94015310 藤製座物，未經任何塗裝者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	2.5%												
94015390 其他藤製座物	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	12.5%												
940381 (刪除)															
94038110 (刪除)															
94038190 (刪除)															
940382 竹製者															
94038210 竹製家具，未經任何塗裝者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	2.5%												

稅則號別及貨名	稅															率
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起			
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	
94038290 其他竹製家具	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	12.5%													
940383 藤製者																
94038310 藤製家具，未經任何塗裝者	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	2.5%													
94038390 其他藤製家具	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	12.5%													
940600 (刪除)																
94060000 (刪除)																
940610 木製者																
94061000 木製組合式建築物	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	12.5%													
940690 其他																
94069000 其他組合式建築物	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, S G)	12.5%													

第95章 玩具、遊戲品與運動用品；及其零件與附件

章註

一、 本章不包括下列各項：

- (甲) 蠟燭（第3406節）；
- (乙) 屬於第3604節之煙火或其他煙火品；
- (丙) 屬於第39章、第4206節或第11類之紗、單絲、繩或腸線及類似品，業經剪切成段供釣魚之用，但未製成釣魚線者；
- (丁) 第4202、4303或4304節之運動用具袋或其他容器；
- (戊) 屬於第61或62章之紡織纖維製化裝舞會服裝；屬於第61或62章之紡織纖維製運動服裝及服裝之特殊物品，不論是否附帶含有保護組件，如肘、膝或腹股溝區的襯墊或填充物（例如劍術服或足球守門員球衣）；
- (己) 屬於第63章之紡織纖維製旗或旗布，或船、帆板或車用之帆；
- (庚) 屬於第64章之運動鞋靴（裝冰刀或滾輪之溜冰鞋除外），或屬於第65章之運動用帽；
- (辛) 手杖、鞭、馬鞭或類似品（第6602節），或其零件（第6603節）；
- (壬) 屬於第7018節之玩偶或其他玩具用玻璃眼珠（未嵌裝玻璃眼珠）；
- (癸) 第15類類註二所述之一般用卑金屬裝零件（第15類）及塑膠製類似品（第39章）；
- (子) 屬於第8306節之鈴、鑼或類似品；

章註

- (丑) 液體泵 (第8413節)，液體或氣體過濾或淨化機具 (第8421節)，電動機 (第8501節)，變壓器 (第8504節)，碟片、磁帶、固態非揮發性儲存裝置、智慧卡及其他供錄音或錄製其他現象之媒體，不論是否已錄製 (第8523節)，無線電遙控器具 (第8526節) 或無線紅外線遙控裝置 (第8543節)；
- (寅) 屬於第17類之運動用車輛 (連撬、平底雪撬及類似品除外)；
- (卯) 兒童用腳踏車 (第8712節)；
- (辰) 運動用船隻，如獨木舟、輕舟 (第89章) 或其推進器具 (該項物品之木製者歸第44章)；
- (巳) 供運動或室外遊戲用之眼鏡、眼罩及類似品 (第9004節)；
- (午) 媒誘音響器及哨子 (第9208節)；
- (未) 第93章之武器及其他物品；
- (申) 各種電動花環 (第9405節)；
- (酉) 單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品 (第9620節)；
- (戌) 球拍線、帳篷或其他露營用品，或手套 (通常按其組成材料分類)；或
- (亥) 餐具、廚房用具、盥洗用具、地毯及其他紡織覆地物、衣著、床單、桌巾、盥洗用巾、廚房用巾和其他具有實用功能之類似用具 (按照其構成材質分類)。

第96章 雜項製品

稅則號別及貨名	稅														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
9620 單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品															
962000 單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品															
96200011 照相機、電影攝影機及第9005節所屬貨品用單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	2.5%												
96200012 第9015節所屬貨品用單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品	1.7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
96200019 其他第90章(第900590、900791及901590目除外)機器、用具、儀器或器具未列名通用之單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品	1.7%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, CN, NZ, SG)	5%												
96200020 第8428、8471及8521節所屬器具用單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
96200030 其他第84章機器未列名通用之單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品	2.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
96200040 唱盤、電唱機及錄放音機用單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%												
96200050 除鋼琴、第9202及9207節以外之樂器用單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品	3.5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	3.5%												
96200061 其他貨品用木製或碳纖維製單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品	免稅	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	5%												
96200062 其他貨品用塑膠製單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品	5%	免稅 (LDCs, PA, GT, NI, SV, HN, NZ) 1% (SG)	7.5%	5%	免稅 (LDCs, PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	7.5%									

稅則號別及貨名	稅率														
	自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起			自110年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
96200063 其他貨品用鋼鐵製單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品	6.2%	免稅 (LDCs, PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	12.5%												
96200090 其他單腳架、雙腳架、三腳架及其類似品	5%	免稅 (PA, GT, NI, SV, HN, NZ, SG)	12.5%												